

議 事 日 程 （第 1 号）

平成30年 9 月10日（月曜日）午前 9 時30分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 例月出納検査結果報告
 - 日程第 4 平成29年度第三セクターの経営状況の報告について
 - 日程第 5 平成29年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告について
 - 日程第 6 議員派遣の件
 - 日程第 7 一 般 質 問
 - 日程第 8 報告第 1 号 平成29年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告について
 - 日程第 9 報告第 2 号 平成29年度決算に基づく資金不足比率の報告について
 - 日程第10 議案第42号 東白川村印鑑条例の一部を改正する条例について
 - 日程第11 議案第43号 東白川村犯罪被害者等支援条例について
 - 日程第12 議案第44号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第13 議案第45号 東白川村の条例の用字、用語、形式等の整備に関する特別措置条例について
 - 日程第14 議案第46号 平成30年度東白川村一般会計補正予算（第 3 号）
 - 日程第15 議案第47号 平成30年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
 - 日程第16 議案第48号 平成30年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
 - 日程第17 議案第49号 平成30年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）
 - 日程第18 議案第50号 平成30年度東白川村下水道特別会計補正予算（第 2 号）
 - 日程第19 議案第51号 平成30年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第 3 号）
 - 日程第20 議案第52号 平成30年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
 - 日程第21 議案第53号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更について
 - 日程第22 議案第54号 財産の取得について
 - 日程第23 同意第 7 号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
 - 日程第24 認定第 1 号 平成29年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第25 認定第 2 号 平成29年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第26 認定第 3 号 平成29年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第27 認定第 4 号 平成29年度東白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第28 認定第 5 号 平成29年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第29 認定第 6 号 平成29年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第30 認定第 7 号 平成29年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
-

出席議員（7名）

1番	安江真治	2番	安保泰男
3番	安江健二	4番	今井美和
5番	今井美道	6番	桂川一喜
7番	樋口春市		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村長	今井俊郎	教育長	安江雅信
参事	安江良浩	総務課長	安江誠
村民課長	今井明德	地域振興課長	桂川憲生
産業振興課長	今井稔	建設環境課長	有田尚樹
教育課長	安江任弘	会計管理者	今井英樹
国保診療所 事務局長	河田孝	保健福祉課長	伊藤保夫
監査委員	安江弘企		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 次	安江由次
-------------	------

◎開会及び開議の宣告

○議長（樋口春市君）

ただいまから平成30年第3回東白川村議会定例会を開会します。

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（樋口春市君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、1番 安江真治君、2番 安保泰男君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（樋口春市君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月18日までの9日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月18日までの9日間に決定しました。

◎例月出納検査結果報告

○議長（樋口春市君）

日程第3、例月出納検査結果報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江弘企君。

○監査委員（安江弘企君）

平成30年9月10日、東白川村議会議長 樋口春市様。東白川村監査委員 安江弘企、同じく今井美道。

例月出納検査結果報告。

平成30年5月分、6月分及び7月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記1. 検査の対象 平成30年5月分、6月分及び7月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2. 検査の時期 平成30年6月26日、7月27日及び8月23日。

3. 検査の結果 平成30年5月末日、6月末日及び7月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数は全て関係書類に合致し正確であった。以上であります。

○議長（樋口春市君）

監査委員の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告を終わります。

◎平成29年度第三セクターの経営状況の報告について

○議長（樋口春市君）

日程第4、平成29年度第三セクターの経営状況の報告を行います。

本件について、報告者の説明を求めます。

産業振興課長 今井稔君。

○産業振興課長（今井 稔君）

平成30年9月10日、東白川村議会議長 樋口春市様。東白川村長。

平成29年度第三セクターの経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定による平成29年度第三セクターの経営状況について、下記のとおり報告する。

記、報告を要する法人名及び提出書類。

有限会社新世紀工房、別添「定時株主総会」提出資料、株式会社ふるさと企画、別添「定時株主総会」提出資料、株式会社東白川、別添「定時株主総会」提出資料、みのりの郷東白川株式会社、別添「定時株主総会」提出資料。

資料につきましては、8月27日の全員協議会で既に提出をさせていただいておりますので、今回、省略をさせていただきます。よろしく申し上げます。以上です。

○議長（樋口春市君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、平成29年度第三セクターの経営状況の報告を終わります。

◎平成29年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告について

○議長（樋口春市君）

日程第5、平成29年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告を行います。

本件について、報告者の説明を求めます。

教育長 安江雅信君。

○教育長（安江雅信君）

平成30年9月10日、東白川村議会議長 樋口春市様。東白川村教育委員会教育長。

平成29年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、下記のとおり報告いたします。

記、報告を要する事項及び提出書類。

教育委員会事務事業の点検評価の報告、別添「平成29年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価報告書」。

本件につきましては、関係法令によりまして教育委員会の所管します事務事業について点検評価を行い、それを議会に提出することと規定されておりますので、それにより報告させていただくものです。

なお、細部につきましては、先般の議会全員協議会において事前説明をさせていただきましたので、本日は省略をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（樋口春市君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、平成29年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告を終わります。

◎議員派遣の件

○議長（樋口春市君）

日程第6、議員派遣の件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 今井美道君。

○議会運営委員長（今井美道君）

議員派遣の件について御説明いたします。

平成30年9月10日、次のとおり、議員を派遣します。

派遣名、目的、派遣場所、期間、派遣議員の順で読み上げをさせていただきます。

第42回郷土歌舞伎公演、文化振興に資する、はなのき会館、平成30年9月16日、議員全員。

森林組合との懇談会、産業振興の発展に資する、東白川村森林組合、平成30年9月28日、議員全員。

小学校運動会、児童の健康増進に資する、小学校、平成30年9月29日、議員全員。

三市一村議会委員会合同会議、下呂市、郡上市、中津川市との交流に資する、東白川村、平成30年10月3日、議員全員。

みつば保育園運動会、園児の健全育成に資する、みつば保育園、平成30年10月6日、議員全員。

第16回東白川村老人福祉大会、老人福祉に資する、小学校、平成30年10月8日、議員全員。

岐阜県町村議会正副議長研修会、議会議員の研さんに資する、グランヴェール岐山、平成30年10月9日、今井美和議員。

東白川村芸能発表会、文化振興に資する、はなのき会館、平成30年11月3日、議員全員。

中学校合唱フェスティバル、教育振興に資する、はなのき会館、平成30年11月3日、議員全員。

新任議員研修会、議会議員の研さんに資する、ふれあい会館、平成30年11月8日、安江真治議員、安保泰男議員、安江健二議員。

秋フェスタ'18、産業振興の発展に資する、中川原水辺公園、平成30年11月11日、議員全員。

以下は既に議長決裁で議員派遣が行われていますので、読み上げはいたしません。書面の確認をいただきたいと思います。

以上で議員派遣の件の報告を終わります。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、また議長決定分について承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決、承認されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について、変更の必要が生じた場合は変更事項について議長一任をお願いできませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について、変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更できることに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

◎一般質問

○議長（樋口春市君）

日程第7、一般質問を行います。

通告者は4名です。

通告順に質問を許可します。

4番 今井美和君。

〔4番 今井美和君 一般質問〕

○4番（今井美和君）

おはようございます。

本日は、1点、3項目を一問一答方式にて質問させていただきます。

ワーク・ライフ・バランスとイクボスについて質問いたします。

総務省では、2020年（平成32年）を見据えて、「総務省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」を策定し、政務の強力なリーダーシップのもと、男女全ての職員の働き方改革による女性職員活躍、ワーク・ライフ・バランス推進に取り組んでいます。これは、2020年までに指導者地位に女性を30%登用するという目標値があるためです。

この「ワーク・ライフ・バランス」とは、誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、みずから希望するバランスで展開できる状態のことをいいます。このことは、仕事の充実と仕事以外の生活の充実の好循環をもたらし、多様性に富んだ活力ある社会を創出する基盤として重要な取り組みです。

続いて、「イクボス」とは、男性の従業員や部下の育児参加に理解のある経営者や上司のことをいいます。子育てに積極的にかかわる男性を「イクメン」と呼ぶのに倣い、そのイクメンを職場で支援するために部下の育児休業取得を促すなど、仕事と育児の両立しやすい環境の整備に努めるリーダーをイクボスと呼びます。

育児休業を取得した男性の割合は1.89%、厚生労働省が発表した2012年度の雇用均等基本調査によると、1%台にとどまっております。1桁台で推移する育休取得の低迷そのものの背景には、社員や部下、特に男性のイクメン化を依然として歓迎しない経営者や管理者の理解不足が根強くあるようです。

そこで、部下の育休取得を促進し、男性も子育てに参加しやすい環境整備に配慮するイクボスをふやす取り組みが国や自治体の主導で始まっております。まずは行政が見本となり、推進に力を入れていていただきたいと思います。

そこで、1点目の質問です。

村の職員の男性の育休の状態はどのようになっているか、また取得できるような状態になっているか、お聞きします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今井美和議員の質問についてお答えをします。

村の男性職員の育休の取得状況と、男性職員も子育てに参加しやすい環境になっているのかという御質問でございました。

東白川村でも国家公務員の制度に準じており、男性職員でも育児休業、育児短時間勤務、育児時間などが取得できます。

次に、取得できる状態になっているかということですが、制度上は取得できる環境ではありますが、御承知のとおり、限られた数の職員の中でやっているため、育児休業等で半年や1年間欠員となった場合、他の職員がその仕事を引き継ぐことになりますと、その職員の過重労働が危惧されます。また、職員の欠員に対しては補充がなかなか厳しい、難しい状況でございます。

しかし、国や自治体が率先していかなければいけないことは十分に認識をしておりますので、育児休業や介護休業が気軽に取得できるような勤務体制や、上司がこの制度をよく理解し、積極的に取得を促すように努めるなど、環境整備を今後も整えてまいる所存でございます。

以上で答弁とします。

〔4番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

村のほうでは、しっかりと国の基準に基づいてとれるような状態にはなっているということですが、実際に今現在、過去5年間でもいいですが、とった人の数というのはわかりますでしょうか。

○議長（樋口春市君）

参事。

○参事（安江良浩君）

資料は持ち合わせておりませんが、過去5年間で男性が育児休業、また介護休業をとったのはゼロでございました。

〔4番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

私も調べまして、ゼロだと聞いております。今現在は、なかなかとれない。村長も今言われたように、従業員が少ないこと、小さな村でやっていること、そのほかの同僚や上司に負担がかかるということで、なかなかとれていない、とりにくい環境だということは、今、お話ししていただけてわかりました。

男性職員が育休をとるような、子供を持つ親が、小さい子供を持つ男性の方が少ないこともありますが、まずは行政が見本となって男性でも育児に参加できる環境を整備していかなければなりません。

このイクボス制度を国・県の機関、各省庁で人事制度に導入されております。育休を取得した職員とともに、部下の育休取得を積極的に認めた上司や、育休をとった職員の仕事を分担した同僚に対しても人事評価で考慮し、育休取得を進めるために、当初は育休をとった職員のみ昇進、昇給で有利に扱える案が提案されておりましたが、休んだ人だけ優遇されるのはおかしい、穴埋めで苦勞するのは同僚なのに不公平だといった反対意見にも考慮しまして、評価の対象を上司と同僚にまで広げております。

イクボスを最初に提唱したのは群馬県です。同県による調査の結果、県内で働く男性従業員の育休取得が1.1%にとどまる一方で、育休を利用したいと考えている男性の割合は48.3%であり、潜在的なニーズが高いことがわかりました。男性社員が子育てしながら働ける環境をつくることは、業務効率化や生産性向上につながるとしてありますが、この制度のもとで育休取得者がふえれば、組織全体でこなせる仕事量に比べて人件費が膨らみ、かえって生産性が下がってしまうのではないかと心配の声があるのも事実です。しかし、働き方改革を進める中でこれらは必要なことです。

男性の育休取得率で一番全国で高いのが三重県庁です。その三重県庁では、平成22年から7年間で11倍の22.9%、民間の28年度の調べでは3.16%なので、どれだけボスが理解し、育休がとれているかがおわかりいただけると思います。

岐阜県は、先日、新聞記事にも出ましたが、県主導でイクボス養成学習会が大垣と多治見市で今月開かれることになっております。まだまだ県自体が動き始めたばかりです。

イクボスを推奨するリーダーがイクボス宣言をしております。イクボス宣言というのは、このような宣言書で、「我々は部下の育児、介護、ワーク・ライフ・バランスを応援するため、下記の事項を約束します」といった宣言書です。

岐阜県はまだ少なく、2016年、山県市にて市長ほか幹部職員、2016年、岐阜県知事、古田知事がイクボス宣言、2017年、美濃加茂市にて市長、副市長、教育長初め管理職員らがイクボス宣言をしております。

そこで、2点目の質問です。

岐阜県知事のイクボス宣言は2年前ですが、当時、山県市の県議が一般質問でイクボスについてされるとお聞きしましたので、県議会に傍聴に行き、知事の議場にて宣言する姿を見ておりました。我が村でも職員の育休取得を促すなど、仕事と育児の両立しやすい環境の整備を努めるリーダーとなるため、村長みずからイクボス宣言をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

2つ目の御質問でございます。イクボス宣言についてですが、御質問の中でその意味するところ

や県下の状況等を詳しく御説明をいただきまして、ありがとうございました。

イクボス宣言を行い、職員の働く環境を改善し、優秀な職員の確保と優秀な仕事を両立させ、村民の皆様への負託に応えることは私の責務であると認識をしております。また、このことは大変重要なことであると考えております。私の公約にも行政改革と公務員の働き方改革を重点項目として掲げているところでもあります。

早速宣言をしますとお答えしたいところではございますが、私は宣言することだけが目的であるとはならないと考えております。もちろん、宣言することによって私を含めて幹部職員の考え方も変わってくるということはあるとは思いますが、まずは宣言に値するような労働環境の整備、幹部職員の意識の醸成と向上、具体的に何を目標値にするかという組織の共通認識、これらをしっかり整えてから、組織としてトップである私以下幹部職員が宣言できるような下地づくりを今後しっかりと行い、その時点で宣言をしていくべきであると考えております。

以上で答弁とします。

〔4番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

子は宝と言われる村長でございますので、子育て環境をよりよくするために、この取り組みを充実していただけるものと思っておりますので、皆様、まずは職員の意見を聞いていただいて、環境の整備に努めていっていただきたいと思っております。

イクボスとなるためには、ワーク・ライフ・バランス推進に向けた取り組みが必要となってまいります。ワーク・ライフ・バランス推進のためには、仕事と育児の両立、仕事と介護の両立の支援に向けた環境整備が必要です。そのほか、産前産後休業の取得に係る周知、育児・介護休業法の周知徹底、仕事と育児の両立に取り組む事業主への助成金の支給による支援、多様で柔軟な働き方を可能とする環境整備の促進、子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度の着実な実施、男性の仕事と子育ての両立に関する意識改革、まずは意識改革が一番の問題だと思っております。村が既に取り組んでいることもありますが、整備を進めていかなければなりません。

そこで、3点目の質問です。

人それぞれの生活、仕事、育児、介護等をバランスよく暮らせる日常のバランス、ワーク・ライフ・バランス推進、働き方改革は、これから大きな課題です。村としてこの取り組みをどのように考え実行していくか、村長にお考えをお伺いします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

3つ目の御質問のお答えをします。

ワーク・ライフ・バランスの推進、働き方改革の取り組みについての御質問でございます。

ことし6月の参議院本会議で働き方改革関連法案が成立されたことは御存じのとおりかと思いません。2019年4月の施行に当たって村が対応すべきポイントが幾つかありますが、その中でも早急に取り組んでいかなければならないと思っていますのが時間外労働の上限規制の導入であります。これは労働時間に関する制度の見直しが行われ、時間外勤務労働の上限時間が月45時間、年360時間となり、上限を超えた場合は罰則規定が科せられることになりました。

さて、今井議員の御質問にあったワーク・ライフ・バランスの推進ですが、今、説明を申し上げたとおり、時間外労働の上限規制が設けられたことにより、長時間労働の是正や柔軟な働き方がしやすい環境を整備し、仕事と生活の調和を図っていかねばならないと思っております。

現在、働き方改革の取り組みとして東白川村役場では、昨年からは毎週水曜日のノー残業デーの実施、それからことし4月からはワーク・ライフ・バランスの推進を目的に、通常勤務のほかに早出・遅出出勤を4パターンづくり、現在、試しの実施をしておるところでございます。1名の職員がこの制度を活用し、また1名の職員が育児短時間勤務を活用しております。

また、来年4月の完成をめどに、働き方改革アクションプランを作成中であります。

ただし、最初の質問でお答えしたとおり、限られた職員の中での実行は大変厳しい状況であります。働き方改革の指導監督の立場として、他の事業所の模範となるよう今後取り組んでまいりたいと考えております。

[4番議員挙手]

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

職員が少ない状態で大きな市や国や県のようになかなかとれない、時間外労働の規制がかかっても、なかなかそれに沿ってできないことはよくわかっておりますが、できるだけワーク・ライフ・バランス、個人のバランスに合うような仕事が配置できるように村長も努めていただきたいと思います。

ワーク・ライフ・バランスの取り組みに関しては県が主導で行っているものがあります。企業のイメージアップ、優秀な人材確保、定着、従業員の意識改革など、それを行うために、仕事と家庭の両立に取り組む企業・団体を「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」として登録制度化されておりますが、村の企業への啓発は、村は何かされているのでしょうか。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業については、以前は「岐阜県子育て支援企業」の取り組みという形で行われておりました。平成29年7月からは「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」制度として取り組みが推進されております。

これに登録しますと、企業やその従業員の皆さんが金利の面、お金を借りられるときに優遇措置

が受けられる、あるいは土木関係、建設工事関係ですと、建設工事の入札参加資格審査において加点がされるなどの特典があります。これによって企業のイメージ向上を図り、従業員確保にもメリットがあるという制度でございます。

本村では、商工会を通じて会員の皆さんに施策普及のパンフレットが配布されており、現在、村内では13の企業が登録をされており承知しております。

〔4番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

企業も商工会も一生懸命になり、このワーク・ライフ・バランスの取り組みを進めていただきたいと思います。

ワーク・ライフ・バランス推進、働き方改革、女性活躍推進は、国が最も重要視していることです。小さな村から少しずつでも環境が変えられるよう御尽力していただきたいと思います。

これを持ちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

〔3番 安江健二君 一般質問〕

○3番（安江健二君）

おはようございます。

一問一答方式により3つの質問をさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、1つ目の質問に入ります。

中山間地域等直接支払制度について。

現在、東白川村の各協定集落やみのりの郷が受け取っています第4期対策の中山間地域等直接支払交付金は、村全体での合計金額が2,000万円余に上り、それぞれの団体の運営または経営上の根幹となる重要なものです。

農水省は、生産条件が不利な地域で農業を支援する制度の中間年評価を求めたところ、9割以上の都道府県が今後とも同制度は必要であると評価をしました。一方、農業者の高齢化による同制度への参加減少に歯どめをかけるための改善策が必要との指摘が目立ちました。

中間年評価は、5年ごとの制度見直しに合わせ、中間年に当たる3年を経過した時点で実施されます。都道府県が提出した評価によりますと、水路・農道の維持管理や鳥獣被害対策などで効果を上げているとして、同制度の継続を望むと回答した都道府県が約98%になり、また耕作放棄地の発生防止に効果があると回答した都道府県も96%に達しております。

一方、課題を指摘する声もあり、86%が高齢化による協定への参加者減少が課題とし、新規就農者や農家以外の担い手を発掘する必要があるとの意見を寄せました。

約2万6,000に上る協定を対象としたアンケートでは、82%が耕作放棄地の発生防止に効果があ

ると回答、ただ、農業者の高齢化による人材不足を理由に、協定の期限である5年が経過した後も農地を維持管理するとした回答は、約半数にとどまっています。

同制度は2000年に始まり、2015年度からは第4期対策に切りかわり、2020年度の制度運営見直しに向けて、来年の8月には国の最終評価がまとまります。

中山間地域等直接支払制度に関する国の中間評価は以上のようなようですが、ここで東白川村における同制度の評価をお伺いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

安江健二議員の御質問にお答えをします。

中山間地域等直接支払制度についての御質問でございます。

農業者の高齢化については、これは本村だけの問題ではなく全国的なことであり、農地の維持管理は深刻な問題であることは重々承知をしておるところでございます。

そのために、村では耕作放棄地対策として農業委員会委員並びに農地利用最適化推進委員による調査等を実施しております。また、対策としては、各生産組合の活動を助成するとともに、集落協定の活動の助成、土地改良区による基盤整備後の補修や水路等の整備、集落営農の推進に取り組んでいるところでございます。

また、農家に対する直接的な補助として、10アール当たり1万5,000円を借り手側に補助を行い、農地の荒廃を防止しております。

しかし、それだけでは維持管理ができるとは思っておりませんが、御質問の中山間地域等直接支払制度については、これは集落の活動費でもあり、またみのりの郷も受託の作業代として20%をいただいております。この制度がなければ農家に約450万円の負担がふえることになり、中山間地の農地を守るためには大変重要な制度であると認識をしております。

こうしたことから、村としても継続を望み、議員の皆様とともに要望活動を行っていきたいと考えています。

この制度のあり方については、国も既に次期計画のために効果について調査をしておるところでございますが、この趣旨で、昨年、農水省、東海農政局、岐阜県農政部による、東白川方式によるこの事業の効果についてヒアリング調査と現地調査を受けました。その折にも東白川方式のメリットと、これからの中山間地の農業のあり方について直接国のほうへ要望、この制度の継続も含めて要望しておきました。

一般にこうした国の制度への要望活動は、村単独の要望活動ではなく、県議会を通じての要望、あるいは自民党県議団への要望、全国町村会、あるいは過疎地域自立促進協議会からの要望等で国のほうへ上げてまいります。

来年度の予算要望につきましても、全国町村会からは、この単価の見直しについて必要な財源を確保することとしての要望を既に国のほうへ行っておることを申し添えておきます。

以上で答弁とします。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

丁寧な御回答をありがとうございました。

問題は、中山間地域の制度を利用して続けていきたいというのは誰しも同じだと思いますけれども、年には勝てないといえますか、高齢により協定の期限の5年の農地の維持管理に自信が持てなくなり、契約ができないといった場合のことが起きると思います。そういった場合に、例えば集落営農をやっているところは集落営農が受け皿になってやる、あるいはその他の営農組合がやるということもあろうかと思えますけれども、そこが一番問題だと思います。集落でも引き受けられない、本人もやりたいけど、自分に自信が持てない。5年の途中で放棄するのではなかろうかということ、二の足を踏むということが起きると思いますけれども、こういったことに対しての村のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

基本的にはその個人の方がどうされるかということが大前提でございますが、やはり農地を荒らしたくない、ある程度の農地面積を持ちたい、あるいは景観の問題等もございますので、農地の種別についてそれぞれ対策は異なっているかと思えます。それぞれ、お茶については茶業振興会、あるいは2つの茶生産組合、この組合と一緒にこの解決を図りたいということで、今、調査等も行っておるところでございますし、米については、水田ですね、これはやはり集落営農を推進して、集落の皆さんで何とかその地域の水田を活用していただけるような方向にしたいと、このように考えております。

また、これについて設立をしておりますみのりの郷株式会社も、まだまだ設立して事業展開がしっかりとできない状況ではございますが、今後、鋭意努力をして、体制も整備して、農業の保全のためにつくった会社でございますので、みのりの郷が果たしていく役割は大きいものかと思えますが、現時点でこうする、ああするということは決まっておきませんので答弁できないわけですが、みのりの郷としてはそれを使命として、理念として持った会社であるということは皆さんも御案内のとおりでございますので、今後、みのりの郷の役員会、あるいは職員等ともしっかりと協議をしてこのことの対策を練っていききたいと、このように考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

それでは、ここで私の地元の親田協定集落の平成30年度の予算の紹介をさせていただきたいと思
います。参考にさせていただけたらと思います。

予算なんですけれども、299万2,610円を村のほうから繰り入れをしていただいております。

その中で支出が、いろんな項目に分けておりますけれども、農業サポート拠出金ということで、
みのりの郷のほうへ59万8,520円を支出しております。それから、個人配分費が149万6,292円、こ
れは個人のところへそのまま行きます。それから、集落担当活動費ということで8万8,000円であ
ります。

それから、農業生産活動体制整備経費ということで4つの項目に分けて37万9,100円を使っ
ております。この中で生産活動費というのは、水田の苗に対して各個人が10アール幾らというこ
とで、JAから買います水稻の苗代を補助しております。それから集落営農拠点整備費というこ
とで、これは集落営農のほうへ5万円を支出しております。それから農道環境整備のり面整備というこ
とで、これは草刈り等で8万円の支出をしております。それから、その活動に対する保険というこ
とで1万1,600円を掛けております。それから、耕作放棄地管理ということで2万円、これはパトロ
ールと、どうしても草刈りができない方のものを補うということで2万円。

それから、大きな項目で多面的機能増進活動費ということで11万2,000円、これは親田自治会の
花飾り運動ということで3万円。それから、地域公共施設草刈り費、地域公共施設の整備費とい
うことで、これは内容は婦人の会のほうへ1万5,000円、それから伝承の館の整備費というこ
とで1万円というふうに分けております。

それから、あとは農用地の保全対策事業ということで19万2,000円、これは共同農機具の整備管
理費ということで4万5,000円。幹線道路の環境整備費ということで、これは2回ある年間の整備
に7万円。それから水路・農道等の環境整備ということでありまして、これも内容は細かく、老人
クラブ5万円、左広川の景観を守る会に2万円というふうにして支出をしております。

それから、その他の経費ということで10万円、これは協定集落の運営費ということで充てており
ます。

なぜこういうものを今聞いていただきましたかという、このようにしていただいた299万2,000
円というのは本当に集落のために役立っております。

そういったことから、2020年度からは第5期の対策が始まる予定であると思いますが、条件不利
な急傾斜地で農業を営む我々にとりましては、何としてもこの制度の存続を願いたいということ
を思っております。

そしてもう一つ思いますのは、水田の直接支払交付金が10アール当たり1万5,000円あったもの
が半額の7,500円になり、そしてことしからはなくなりました。そういったことのないように、村
からも特に県・国に対しての強い働きかけをお願いしたいというふうに思います。

これで1つ目の質問を終わります。

2つ目の質問に入ります。

空き家対策計画について、空き家の活用促進や撤去などを促す空き家対策計画を策定した市町村

が3月末時点で774となり、全体の45%を占めたことが国交省の調査でわかりました。前回調査、2017年3月末の21%から倍増しています。地方部への移住を望む若者が多くなる中、受け入れ体制を整えるため、使われていない家屋を整備し、住居としての提供を目指す地域がふえています。

2015年2月に施行された空家法に基づいて調査された空き家対策計画は、市町村が活用促進や撤去などに取り組む地区や期間などを定め、計画をつくった市町村には実行に係る費用の一部を国や県が補助をする制度があります。

計画策定状況を都道府県別に見ますと、東京が32%、大阪が54%、愛知50%と、住宅需要が多い都市部に比べ放置された空き家が多く、問題が解決しにくい地方での計画が進んでおります。例をとりますと、高知県が34市町村全てが策定済み、愛媛県、大分県は、2019年3月末までに全ての市町村で策定をする見込みです。

高知県は、市町村を対象に説明会を開くなどで周知を進め、計画策定を促し、定住促進住宅までの活用が進んでいます。こういった動きは、空き家を改修し、移住者の受け皿を整え、それを移住者に提供することで放置によって問題化する空き家の数を減らすことになると思われます。

一方、同省の調査によりますと、若者の地方への移住志向が高まっています。全国の20代から70代の男女約5,000人を対象にした意向調査で、今後求められる住まい方について、20代の23%が田舎暮らしなど地方移住の推進と回答しています。全世代のうち最も高い割合を示しています。

東白川村では、ここ数年の間に目立って空き家がふえてまいりました。他の市町村に転出されていても、時々帰省をされて家の戸や窓をあけ、空気の入れかえなど手をかければよいのですが、何もしないで放置されると、朽ちるのも早くなり、家屋にとって決してよい状態とは言えません。

この件に関しましての村当局のお考えをお伺いいたします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

2つ目の御質問は空き家対策についてでございます。

御案内のとおり、空き家の情報については総務課の企画係で本村は対応しておりますが、私はこの空き家対策は2種類あると思っております。その1つは、使われなくなった空き家や相続放棄物件の処理であります。国の法律やガイドライン、空家等対策の推進に関する特別措置法、あるいは村の条例や制度に基づいて処理を進めなくてはならない案件も存在しております。こうした空き家をふやさないことがもう一つの課題であり、御質問のとおりでございます。空き家の活用を進める必要があるという認識でおります。

空き家を売ったり貸してもよいという情報を公開し、これに空き家を探してみえる方から問い合わせがあれば、丁寧な説明や、望まれれば現地案内等も実施しております。また、売買、あるいは賃貸、こういった契約の途中でも橋渡しとしての役割を職員が果たしておってくれます。

現在の調査では、村内での空き家は145件という認識でございます。このうち、空き家バンクへの登録件数は15件でございます。この中で契約、いわゆる売買とか賃貸が成立した件数は、売買が

3件、賃貸借が6件という実績であります。これによって6世帯、21人が移住をしてきておられます。

8月13日に開きました高齢者の家族の会でも、私からそういった村外に出てみえる家族の方々に早目の対策をお願いしておきました。また、この会では、司法書士による法律的な学習会を実施したところであり、大変好評を博しました。今後も、村民の皆さん向けの相談会も実施をしてまいります。

また、移住して、あるいは定住をしてみえる方の参加が多い美しい村づくり委員会でも、ことしは名古屋大学の高野教授によるグループワークを実施しております。この中でも民活による空き家活用の活動もたくさん事例紹介をしていただき、活性化を図っておるところでございます。

この集落機能の維持という問題でも、今後、この空き家の活用は重要な問題であるという認識でございます。10月に予定をしております集落座談会では、人口の減少問題について、あるいは空き家がふえてくるということについて問題提起と、村民の皆様方と一緒に考えて対策を練るということで問題意識の共有を図ってまいります。

今後は、担当部署の強化を行い、人口対策と環境対策両面でこの問題に対処してまいりたいと考えております。

以上で答弁とします。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

特に親田なんかはそうなんですけれども、非常に農家というのは、昔は大家族でしたから家が大きいわけです。この人口の減少に歯どめがかからないのは、大きなうちにひとり住まいというような家がどんどんふえていきます。そういったときに、全く逆の発想で、将来的にはその家に一人で住むよりは、例えば神戸でいいますと、平のような割かし人口の密集地が多いところ、そして越原でいうと陰地のようなところに共同住宅といいますか、アパートみたいなものをつくり、そこで夜は共同生活をする。そして、朝になったら自分の家へ帰って、自分の家を整備したり、自分の農地で農作業をするというようなことが将来的には起こるのではなかろうかというようなことを思います。そういったほうがお互いに安否の確認もできるし、いいのではなかろうかというようなことを思います。

この件につきまして、突拍子もない話かもしれませんが、村当局のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今、お話があったのは、コンパクトシティー化とか、スモールタウンとか、こういった概念によ

って集約して、いろんな公共事業、公共のサービス等を効率的にやる方策、これについては、まだ村の中ではそういった議論がなかなか起こっていないということでございますが、行政がこれを主導するというよりは、地域の中でそういった話し合いをどんどんしていただいて、私たちはこうして暮らしていこうとかというようなことを自発的に考えていただく、そういった姿勢がまず必要かと考えておまして、先ほど言いました集落座談会で一回問題提起をしていきたいなというふうに思っておりまして、それぞれの集落でこの集落をどうやって維持していくか、こういうことの課題について検討していただき、そのことについて行政がお手伝いすべきところはしっかりとお手伝いをしていく、こういうスタンスで、今後、この超人口減少問題、そして集落の機能維持の問題については対応していきたいと、このように考えております。

以上で答弁とします。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

それでは、3つ目の質問に入らせていただきます。

農泊の推進について、これは今の空き家対策に関連するものだと思います。

農泊は、国の地方創生や観光立国の施策にも位置づけられています。政府は、ビジネスとしての農泊を実施できる体制を持つ地域を2020年度までに全国で500にする目標を掲げています。農泊と地域のかかわりは、幾つかのことが想定できます。

現在、政府は、農産物の輸出を盛んに宣伝していますが、小さな我が村にとっては、それよりも都市部から来村される方々、あるいは訪日外国人の旅行者による買い物や空き家の活用による農家資産の運用、地元産の木材をふんだんに使った住宅の見学や新築の推進などが考えられます。

また、村外から新規就農されている方々による農泊の営業受け入れを試みることも、従来から村に在住をしている者との観点が異なり、おもしろいのではないかと考えます。

過疎・高齢化が進み空き家がふえ続ける中、東白川村にとって農泊は、地域や産業のPRやにぎわいの創出、そして農家の副収入につながります。

この件に関しましての村当局のお考えをお伺いいたします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

3つ目の御質問は農泊の推進についてでございます。

国が観光立国を目指していることは承知をしております。また、県の観光連盟等の説明会などでも盛んにインバウンドとか、能登半島が龍の頭に似ており、この龍がのぼっていく様子を思い起こさせることから、三重県から北陸までの観光エリアを「昇龍道」と名づけて推進をするなど、外国人の受け入れに促進をかけようとしておるところは承知をしているところでございます。

この農家を活用した民宿という考えはそんなに新しいものではなく、10年ほど前には文部科学省の事業として、子供たちの2泊3日程度の研修を受け入れていく事業を研究し、本村もふるさと企画を事務局に、白川茶屋さんや野菜村の皆さんにも参加をしていただいて長期宿泊推進協議会というのをつくり、実現に向けて調査・研究をした経緯がございます。

このときに上がった課題としましては、本村には空き家がたくさんあるというものの、なかなか貸していただけるような実際の家が少ないこと。あったとしても、これを宿泊施設にするために相当の修繕費等の費用がかかること。また、旅館業法では、簡易宿泊施設の営業許可、食品衛生法に基づく食品衛生責任者の取得など、これらが必要になってくること。たとえ農泊といえども、お客様相手でありますので何を売りにするのか、あるいは経営計画や施設の改善計画などが必要であります。

また、外国人ということになりますと、英語、中国語、あるいは韓国語などの外国語への対応が少しでも必要ではないかというようなこと。また、一番大事なことでございますが、その家族と地域の住民の皆さん方の理解が必要であること。こういったことが課題として上がり、結局、受け入れてもよいという積極的に民泊事業に取り組みたいという農家や団体が上がってこなかったということで、この協議会は既に解散をした経緯がございます。

この時代は、子供たちの教育という観点でこういうお話がございましたが、今、議員の御質問にあったとおり、近年は増加する外国人旅行者への対応という形で盛んに議論が行われてきております。

ふるさと企画がこもればの郷で行っております「山村たいけんin東白川」という事業、これは名古屋市のある保険団体の顧客の皆さん方のプレゼントとして、全てこの団体が費用を持って東白川村へバス2台ずつ、ことしの秋にも何回かの来客があるということでございますが、これはまさに、日帰りではございますけれども、農村体験をメニューとしたものとして、今後も積極的に展開をしてまいりたいと考えております。

この農家民泊、これを経営したいという方がございますれば、本村も加盟をしており、このふるさと企画が窓口になってございますが、今、県では「ぎふの田舎へいこう！」推進協議会というのがございます。ここを活用しまして、助言や活動を行っていきたいと考えております。

「ぎふの田舎へいこう！」推進協議会は、17の市町村が加盟しており、約60団体、一番多いのは郡上市の15団体でございますが、加盟をしております。本村では、ふるさと企画、NPO法人アーストラスト、これは五加の笹俣さんでございます。そして青空見聞塾、白川茶屋さんが加盟をしておっただいて、情報収集やお互いの情報交換等を行っていただいているのが現状でございます。

以上で答弁といたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

農泊には、おっしゃるように大きく分けて2種類の方法があると思います。1つは農家民宿であり、2つ目は農家民泊ということになるかと思います。農家民宿は営利的、農家民泊は非営利的と言われています。村長がおっしゃるように、現在、村では、既にNPO法人を初めとした方々が数年にわたって民泊に関する活動を展開してみえますが、私が申したいのは、新たに起業したいと、起業しようとする場合の自治体からの営業許可や建築基準法、消防法に関してと、東白川村独自のハードルというものがあればお聞きしたいなと思います。

例えば、国体などの大会があった場合も、いざとろうと思うとなかなか宿がとれない。そして、とったとしてもすし詰めにするというようなことで、非常に評判が悪いということで、将来は日本もオリンピックを見据えております。そういったことで、オリンピックともなると世界各国から多数の人が押しかけてまいります。そういったことが起きると、当然、田舎にも人間が入ってくるというようなことが考えられます。

そういったことで、最後の質問になりますが、東白川村のハードルというものがあれば聞かせていただきたいと思います。以上です。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

事業を展開したいときに、村が何かハードルをという御質問の趣旨だとお聞きをしましたが、特に国の法律、あるいは県の条例等以外にはないと考えます。事業を実施したいという方があれば、先ほども言いました協議会等も通じますし、これは県の農政部が今盛んに事業を推進したいというところをございまして、保健所ですとか、あるいは旅館業法等の手続については便宜を図ると、これは行政の役目だと思いますので御助言は申し上げますが、村で特にまだそこまで至っていないということで、これに対する助成制度を考えると、そういうこともまだ考えてはございませんが、このことを積極的にやりたいという方々が、お話があれば検討はさせていただきたい、こういうふうに思います。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

先日、神土平にあります昔からの庄屋様の家に資料館から10名ほどの方々が見えて、古文書をスキャナーで撮られて、非常に貴重なものだというので帰っていかれました。そのときに私もその家に久々に入ったんですけれども、すごく大きな家の中に12畳、10畳というような部屋が八つも十もありまして、いろいろあるというようなことで、あれほど大きな家はないんですけれども、似たような民家が東白川には何軒もあります。そういったことで、特にいろいろ端で、村長がおっしゃるように、家族と一緒に食事をして、いろんな話をして、昼間は農作業をしたりというような体験をできないかなというようなことを考えております。それも村外から来た人がやるというのが、また

一つのおもしろい方法ではないかというようなことを思っております。

以上で私の3つの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（樋口春市君）

ここで暫時休憩とします。10分間の休憩とし、10時50分から会議を再開します。

午前10時40分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（樋口春市君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

6番 桂川一喜君。

〔6番 桂川一喜君 一般質問〕

○6番（桂川一喜君）

村の労働環境と働き方改革について質問します。

働き方改革関連法案が可決され、労働者にとって非常に働きやすい環境が整えられるという希望が見えてきました。しかし、雇用主にとっては人件費の増加、雇用のしにくさなどにつながる懸念もうかがえます。特に中小企業というより小規模事業者がほとんどを占める東白川村においては、人材不足に拍車がかかるおそれもあります。

人件費が安いこと、労働契約についての意識が低いことは、かつては対外的な企業競争力につながる点もあり、メリットの一つでもありました。

しかし、昨今の国際的グローバル化の波の中では海外の人件費の安さに勝つことができず、必ずしも都市部の企業に対して有利ではあるとは言えなくなってしまいました。それどころか、潜在的な人材不足を加速することにもつながってしまいました。そこで、人材不足を解消すべくさまざまな対策がとられ、特に雇用主側と労働者側の格差は大企業よりも少なくなっているのが現状です。

今回の働き方改革においては、そのために中小企業への影響より大企業を中心とした労働格差の是正が行われるものと期待され、中小企業の経営者に対する影響は少ないものと予想されています。

ですが、ここで大事なことは、今まで都市部の大企業だからこそ抱える労働者側の不満が解消されてしまいます。そのことで、郡部や中小企業の人材不足が今まで以上に深刻な事態を迎えることを覚悟しないといけなくなってきたのではないのでしょうか。

そこで、かつて商工会事務局長をも務められた村長に伺います。

働き方改革への思いと、今後の村内におけるさまざまな雇用の将来へのお考えをお聞かせください。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

桂川一喜議員の質問にお答えをします。

7月末の岐阜県の有効求人倍率が2.07と発表されており、仕事を探している人1人に対して2つ以上の求人があるという状況でございます。このことは景気の動向と大きな関連がある数字であるという認識をしておりますが、今回は労働力の格差についての御質問でございます。

大企業と中小企業、あるいは都市部と農山村、こういう物差しよりも、日本全国が抱えております超人口減少社会であり、このことが求人側にとってこれから非常に厳しい時代であることは論をまたないと思います。

村内の企業の求人状況はどうでしょうか。労働時間の問題や超過勤務の問題、安全衛生の問題等は、国が直接行う事務でございまして、市町村に委任をされておるわけではございません。すなわち、ハローワーク（公共職業安定所）、あるいは労働基準監督署、労働局、こういったところがその行政事務を行っておりますので、この求人についての直接の情報が村に入ってくることはないわけですが、美濃加茂のハローワークさんからは、今、どんな求人がされておるよというような情報は、毎月、村のほうにも入ってきてございます。

そういうことで、村では商工会の皆さんからの情報や、特に土木部会や建築組合等々、雇用を促進されたい事業者のお話から推測をすることになってまいります。ハローワークに求人を行ってもなかなか、今、議員のお話があったとおり、採用できないというお話を聞いて承知をしておるところでございます。

村におきましても、公共サービスの分野でございまして、村の職員募集や、あるいは団体、社会福祉協議会等の職員の募集についても、なかなか応募がないというのが現状でございます。

この労働力の不足は、農業、林業、建設業の振興の観点からも、いわゆる産業振興の観点からも大きな問題であると考えておるところでございます。

村内の企業では、労働環境の問題、あるいは労働安全衛生の問題等は、一昔前とは大きく異なり、国の指導のもと、あるいは業界団体の指導のもと、大きく改善をされており、都市との格差というのはそれほど大きくはないというふうに思っております。ただ、賃金だとか、あるいは給与、これは大企業と中小企業、個人経営ということで違いがあるのはやむを得ないと考えております。しかし、この観点につきましても、今、議員の御質問がありましたように、働き方改革のもと、大きく改善されていくと思っております。

村内での最大の事業所とも言えるこの役場ですが、この働き方改革は重要な課題であると考えており、今年度の予算編成方針においても、その取り組みについて指示を行い、御案内のとおり、人事院勧告の励行、ノー残業デーの実施、早出・遅出出勤の活用による超勤時間の短縮、36協定の実施などを進めてまいりました。

一方では、産業振興や地域の活性化のためにも事業承継が今後の課題であるとの認識から、村の基幹産業であります林業や製材業、建築業については、18万円以上給料を支払っていただくことを条件として、新たに雇い入れをされれば月額15万円を補助するという制度を既に実施しているところでございます。この事業により、森林組合では給料の底上げが行われたとも聞いてございます。また、ある民間事業者では、生活費で悩んでほしくない、仕事に専念してほしいという理由で、欲

しい給料を自己申告制にして取り上げたというようなお話も聞いているところでございます。

人材不足の解消については、議員がおっしゃるとおり、なかなか人が集まらないのが事実だと思えますが、村としては、今述べたような事業や住宅の整備、I・Uターン者への優遇措置などをできるだけ行っていくつもりでございます。

また、社員の福利厚生として中小企業退職金共済制度を推進し、この掛金について25%の補助を行っており、昨年度の実績では、18の事業所に対して80万2,500円の支援を行っております。

また、いろんな事業を進めるために従業員の方が取るべき資格の取得のための助成金の制度や、従来からある雇用促進奨励助成金制度等で、これは他の市町村には負けない充実した制度を運営していると自負しております。

こういった雇用の関係については、村が直接ということではなく、商工会や個々の事業所の努力も欠かせないものであると思っております。

都市部の大企業で働く人たちが労働環境がよくなったから、これで満足しているとは限らないと思います。全国各地の田舎にきている地域おこし協力隊の皆さんは、多くは都市部から移り住んできておられます。こうした方々は、都市部で働くことより田舎で伸び伸びと働きたいという方々でございます。「田園回帰」という言葉で表現されている都市から田舎への人口の移動の潮流は、確かにございます。この点については、情報発信が最大の武器であり、課題でもあると思っております。その点からも、現在取り組んでおります超高速ブロードバンド化、全村光ファイバー化の事業は、絶対必要であると考えております。

少し余談にはなりますが、先日、興味深い話を伺いました。美しい村づくり委員会の勉強会のところでございますが、名古屋大学の高野先生より、移住促進の要素として仕事より生活環境であるというお話がありました。この移住してきたい人は、仕事は自分でつくり出したり、自分で考えたりしているということで、働き場所が重要というのは大変重要なファクターであるという認識は続けてございますが、こういった新しい若い人たちの考え方もこれからは参考にしていかなきゃいけないなというふうに考えた次第でございます。

以上で働き方改革と雇用に関する私の考えの一端をお話しし、答弁といたします。

〔6番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

村長のお答えですが、確かに最終的に労働者のためになるであろうという施策が多くなされていることは、前々から重々承知しておりました。今回の働き方改革で国が行おうとしていることと最大の大きな違いというところを村長に御理解いただきたいと思えます。今までも、当然企業に対しての支援というものは、必ずすれば最終的には従業員のところへ行くであろうということでさまざまな施策がなされておりました。それがどうしても企業側にアドバンテージを持たせるということが延々と続いておった中で、今回、働き方改革の趣旨というのは、読み解きますと、実は労働者側

を直接国が支えることによって労働者側と企業側の立場をなるべく対等にしていこうというのがうかがえます。

その中でも実際の中身を見ますと、目的の中に職業生活の充実でありますとか、職業の安定等、そこまでが今回の目的の中に入っております。これは、すなわち事業主側ではなくて雇用される側の生活を安定させることと、それから雇われている側が安心して勤めていけるというのが今回の働き方改革の全体の趣旨になります。

そして、職業生活の充実等と書いてありますけれども、当然、職業生活と生活の充実というのは言葉の上では分けてありますが、最終的には生活の充実につながるであろうということは、皆さん、もうおわかりのことかと思えます。

そこで、先ほど村長の答弁の中にありましたキーワードの中で、まず1つは、都市部との差は、とにかくこのところへ来てなくなっているであろうと、それは実は労働環境以外でも生活環境においても、とにかくインフラの整備ですとか、それを含めまして差はなくなってきました。差はなくなっていれば、人口が本当に回復するのであるかと考えましたとき、村長はよく「政策的な意図をもって平等性を覆す」という言葉でいろんな政策をうたわれています。今回の働き方改革におきましては、あくまでも郡部であろうが、中小企業であろうが、大企業であろうが、都市部であろうが、あくまでも平等な改革です。ですので、この平等さを担保して、差をゼロにしたところがスタートラインであって、そこから中小企業へ労働者をふやすである、もしくは郡部へ人を動かすという力は残念ながらありません。あくまでもスタートラインでゼロになるということではございません。

ですので、村長にこれから考えていただきたいと考えているのは、差がゼロになったから終わりではなくて、この時点で国の責務は終わります。ここから先は、村長は2,300人の人間を抱える一つの大きな企業、要は村を一つの企業と捉えたときの社長である村長が、さあ、スタートラインがゼロになりました。このままでは、まだ都市部から、それから大企業から人を持ってこられない。さあ、ここで、村長がいつもおっしゃっている政策的意図をもって、あえて差をつける、こんな施策をぜひ考えていただきたいというのがまず1点です。

それから、もう一点、仕事、生活を両立させるときに、今までは村としては事業主に対して十分な政策を行ってきました。先ほども説明がありました。事業主に支援をすれば、必ずそれは従業員に向かっていくであろう、これは結果としてはそうなります。でも、一般の村民がそれを承知しているかということが結構重要でありまして、事業主のところに支援しているから、必ずあなたのところにも来ますよという、いつの話ですかという話です。それよりも、もっとダイレクトに、住民のほとんどを占める労働者に向かって村はこんな支援をしていますよという明確な支援をすることによって、先ほど申しました、安心してこの村に住んでいけるという風潮が進むのではないかということを考えまして、今までやっている事業がいけないとは言いません、あくまでも事業主側だけに特化した補助が多過ぎるような気がします。

そこで、事業主だけではなく労働者に向かっても直接的な支援を行うことで、村民の安心した将

来に向けての、さっき言いました職業生活の安心、充実ですとか、職業の安定等を図っていただきたい。これは、とすれば事業主に対してはつらい選択のように思いますが、先ほど申しましたように、今、一番問題になっているのは従業員を募集しても来ないという現状です。ですので、事業主側にとっても、必ずしもそれがマイナスになるのではなくて、最終的に雇用をしやすい環境がこの村にあるということで、従業員の応募さえあれば最終的には事業主にとってもプラスになります。ですから、とにかく雇用者に対しての支援というの、もう一度ちょっと考え直していただきたいと思います。

まず、大きくその2点でしたけれども、ちょっとわかりづらかったですけれども、その2点についての村長のお考えをちょっと伺いたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

差がゼロになるというところからキーワードにしていくと、労働環境の整備だとか、労働時間の問題とか、安全衛生の問題、これは国の法律で決めてあると、これをみんなが守ればゼロになると、こういうことでよろしいかと思えます。この後、ゼロとなったときに、今までの政策よりもより進めて、この田舎が、あるいは東白川村が有利になるように考えてほしいと、この理論的観点はよくわかりますので、今後、政策を立案していくときに、その考え方も一つはあろうかなという認識は共通にしたいと思えます。

もう一点、事業主を支援する制度はしっかりされているから、もっと直接的に雇用される側、労働者の方々がしっかりと情報を受け取って、ここで働くことが非常にすばらしいことだという認識をしていただけるような環境づくりをせよという趣旨だと思います。このことについては、村のいろんな施策の趣旨だとか目的がなかなか、事業主さんには通じて一般の村民の皆さんが見る機会とか聞く機会がないということです。この点は、いつもいろんな議論と同じでございまして、伝わってからこそその情報であるという観点からいけば、いろんな機会を捉えてしっかりと行政が説明をしていき、事業主さんからも、朝礼等を行われるときに、こういう制度があるから、うちはこれを活用しているよというようなことの話をしていただくお願いをしていくことも必要かなというふうに考えました。

直接どういう制度をつくって、これから雇用される方々を助成していくかということについては、きょう答弁を用意しているわけではございませんが、基本的な考え方としては、私としては、例えば保育園が延長保育を受けることだとか、あるいは子供さんたちがここで学校に通えるようにするとか、医療を確保するとか、こういったことがこの村で安心して働ける、一つの生活を支えるという意味で、これは雇用される側とか事業主という区別は余りない、あるいは自家営業をしてみえる方も一緒でございまして、あえて区別はなしにやっている制度でございまして、しかし、逆説的に言えば、こういったことが働き場所の確保にもつながるし、働き方改革の一端である労働者の方々の幸せ度の向上というか、そういうことになっていくのではないかということをお考えながら、

新たな政策ということについては今後検討して、また御意見をいただきながら、御指導いただきながら考えていく用意はございますので、ともなって考えていきたいなど、このように考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

村長のお答えで、現時点で具体的なものを考えるのは、ちょっと今のところは差し控えながらも、当然今後、同じような趣旨の中で制度設計をしていただける可能性があるということのを伺いましたけれども、その中で先ほど申しました郡部における、特に東白川村においてですけれども、かつて事業主が圧倒的な力を持って、どうしても雇用側が言いたいことも言えずに甘んじながら働くという長い歴史があります。これは東白川だけではないと思います。全国的にもそういうことが多々ありました。それを打破するために、よくあるパターンとしましては、大企業ですと労働組合等がありまして、しっかりとした労働者側の権利を一定の量で主張するという組織があります。残念ながら、この東白川村の中にしっかりとした労働組合等があることは認識しておりませんが、商工会という組織はありますけれども、残念ながら商工会というのは事業主の集合施設です。ですから、労働者側に立って物を考えたくても、あくまでも事業主側の集約団体として機能します。となると、行政に残されているのは、ひょっとしたら労働者側の代弁者となるような支援が、窓口が、こういうものを設置していただきますと、事業主と労働者側が対等に今後物をなしていけるというきっかけにもなるかと思えます。これは先ほどから何度も申しますように、事業主にとって一見マイナスになるようなふうに思いますが、そうではなくて、労働者側の権利もしっかり主張できるという組織づくり、事業づくり、それからこの地域づくりができることによって、労働者であっても、事業主であっても、どちらも安心してしっかりとした事業を営んでいける、労働者として働いていける環境ということも考えられますので、今後の課題ですけれども、労働者側の支援するための仕組みというのを、特にお金を出すばかりではなくて、相談窓口でありますとか、そういうことをなるべくわかりやすい形でぜひ起こしていただけないかということ、最後にその点を質問してみたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

労働協約だとか、あるいは労働組合だとか、そういった労働関係のことについても、若干は勉強させていただいておりますのでお答えをしますが、そういった課題があったときには、先ほども申しましたように、これは国が直接窓口になるべきことであって、事案が発生した場合は、直接そういう道があるよということをお教えするのが村の役割かもしれませんが、団体をつくって指導するとか、そういうことは行政事務の中で逸脱をしまっているというふうに思います。

ただ、今もやっています心配事相談ですとか、あるいは先ほど言いました国の機関が行います労働者のための相談窓口、これらの事業の周知については、なかなか利用される方も少ないんですけども、もっと周知をして、そこでお話し合いをしっかりとされていくべきであろうというふうに考えております。

働く側と、それから事業主との関係というのは、やはり企業目的をしっかりと一緒になって達成するという、そういう観点のレベルで協調性があることが私は一番大事だと思いますので、敵対するとか、そういうことではなくて、しっかりと企業がそういった観点で企業運営をしていただけるようなことも、また職場を通じていろんな話し合いの中でしていきたいなというふうに思います。

ただ、労働者の方々を組織化してとか、そういう話まで飛躍はしないということで御理解をいただきたいというふうに思います。

〔6番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

今の村長の答弁の中で行政は逸脱しているかもしれないという発言がありましたけれども、実際には労働組合等が組織されている場合、行政側が支援をしながらとか援助しながらというのは多々ある事例ですので、この辺はちょっと一度調べていただきまして、行政はそこでは逸脱している行為であるかどうかについては、もう一度調べ直していただきたいと思います。

それとは別に、先ほど国へ直接、もしくは関係機関へ直接皆さんが行っていただければいいというところは、大いにやっぱり異論のあるところでありまして、それができるんだったら苦労しません。国には制度がありますから、当然そういうところへ駆け込めば、さまざまなことは問題解決しそうですが、先ほど村長がおっしゃったように、東白川の人たちは決して争いを好まれているわけじゃないです。そこへ直接飛び込んでしまいますと、どうしてもそれが紛争でありますとか、そういうところへいきなり行ってしまいますので、その一個手前の段階で、争いを好まない村民と事業主の間にどうやって誰が立っていくかというところが大事ですので、先ほど言われました心配事相談というのは、余りにも生活全般にわたっての大ざっぱな制度でありますから、労働環境におきま、労働者側に立つような相談窓口で結構です。そんなきちんとした、こういうところへ書類を提出しろとか、そういうレベルではなくて、何となく労働環境の中で困ったときに、あえて争いは好まない村民の方が、それでも相談したいことがある。事業主には迷惑はかけたくないけれども、やはりこういう悩みがあるんだけど、何とかならないだろうかというところを受けていただけるような、そんな考え方をぜひ村長に持っていただきたいというのが本来のこの質問の趣旨でありますので、もう一度村長の答弁を伺いたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

国へ直接行きなさいと、冷たく言い放ったつもりはございません。そういったことは、例えば労働災害が起きそうであるとか、あるいはすごく賃金の不払いがあるとか、そういった案件の場合であろうかなと思います。ただ、私たちの給料が安いから村で相談窓口になってくれと言われても、これはなかなか難しいことですので、相談窓口というか、そういったことにこれからどういう形で、村民の皆さん方の安心を生んでいく制度が必要なのかどうか、これは事業主の皆さんも大事な大事な村民でございますので、商工会の皆さんとも相談をしながらやるより仕方がないかなというふうに今考えました。

これは通告になかった議論の発展のところでございますので、なかなかそういうふうに、じゃあ、私、こうしますよとは言えないところを御理解いただきながら、確かに働く側と働いていただいている事業主の皆さん方が、先ほど述べましたように、いい関係でこの東白川村の産業、あるいは産業といわずいろんな事業が承継していかれるような環境づくり、これについては努めてまいりたいというふうに思います。

〔6番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

以上で質問のほうを終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（樋口春市君）

1番 安江真治君。

〔1番 安江真治君 一般質問〕

○1番（安江真治君）

県道越原・付知線の整備について質問いたします。

6月29日の可茂土木事務所との懇談会において、本村の要望書に対する回答が出されました。その中で、県道越原・付知線については越原郵便局前にガードレールが設置されることとなりましたが、栃山地内の道路改良は見送られることになりました。

住民の強い要望がありながら、なかなか道路整備が進まない現状について、村長はどのように考えておられるか、お伺いいたします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

安江真治議員の質問にお答えをします。

県道越原・付知線の改良についての御質問でございます。

県道越原・付知線は、東白川村越原陰地の世紀橋から中津川市付知町までを結ぶ総延長16キロの岐阜県が管理する一般県道であります。県道昇格以来、越原上地区3集落の重要な道路として、また農林業の振興や通勤・通学及び緊急時の国道256号に通じる地域の重要な生命線道路であります。

村では、その都度、地域の皆さんの要望により、用地のまとまったところから順に狭小部分の拡幅改良工事を進めていただいております。

しかしながら、御案内のとおり、国のインフラ整備の見直し等により、防災安全の観点について見直しをされることになり、緊急輸送道路への防災安全対策工事が優先されており、国・県への要望は重ねてお願いをしておりますが、なかなか実現できないのが、そういった状況にあります。

議員も御案内のとおり、毎年実施しております可茂土木事務所との懇談会で一部改良を議会の皆さんと一緒に要望をし、現地も見えていただいておりますが、災害対応については素早く対応していただけますが、改良への予算がなかなかつかないというのがこの数年の現実であります。引き続き、要望活動を強力に進めてまいりたいと考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

1番 安江真治君。

○1番（安江真治君）

道路整備について、引き続き努力していただけるということではありますが、実際に整備を実現するためには県を動かす強い動機づけが必要であります。整備の重要性を強く主張していく必要があります。

しかし、その中、越原・付知線では、10月から陰地の越原消防センターから大明神までの区間の濃飛バスの運行が廃止となります。このことが今後の道路整備にマイナスに働くのではないかと心配しております。今後、どのようにこの道路整備の重要性を訴えていくのか、お答えください。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

濃飛バスの通行廃止に伴う重要度の低下について懸念があると、こういう御質問でございます。

御案内のとおり、地域公共交通会議の結論として小谷から大明神へは10月からは濃飛バスが運行しないことになりましたが、この代行運転として、高校生の通学支援として朝1便と夕方1便、村が代行の車両を運行することにしております。

また、福祉バスやスクールバスは、この路線を使って運行しており、その重要度が低下することはありません。

また、現在、岐阜県では次の緊急輸送道路の追加選定を行っております。この緊急輸送道路は、地震直後から発生する救助・救急・医療・消防活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要な人員及び物資の輸送を円滑かつ確実に実施する道路という定義がございます。

今回、村では、新たに越原・付知線については、始点の世紀橋交差点から黒淵集落内に平成27年度に設置をしましたヘリポートまでの3.3キロメートルをこれに指定されるようお願いをしております。

この緊急輸送道路に指定をされますと、国の防災安全関係の交付金等が受けられることになり、

栃山集落内の特に道幅が狭い、要望しております箇所が実現していく方向に拍車がかかるのではないかと考えております。このことについては、地権者との調整が十分必要でございますので、地元の安江議員のお力添えをいただきながら進めてまいりたいと、このように考えております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

1 番 安江真治君。

○1 番（安江真治君）

ぜひとも緊急輸送道路の指定をとれるよう、今後も御努力をいただきたいというふうに思います。続きまして、道路本体の整備は県に委ねるところであります。道路周辺の村独自で行える安全対策と整備についてお伺いします。

平成22年に河川の樹木の伐採が行われました。それによって道路からの視界がよくなり、通行の安全性を高める効果があったと思います。しかし、それから数年が経過し、再び樹木が視界を遮るほど成長してきました。安全対策として、この樹木を伐採することは可能でしょうか。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

視界を遮る河川の樹木を伐採ということについての御質問です。

先ほど申し上げました緊急輸送道路に指定をされますと、県の補助金等を活用して道路の利用者の支障となる樹木については、地権者の了解を得て伐採することができます。ただ、特に緊急を要する箇所については村で対応してまいりたいというようなことも考えてございますので、緊急、特に危険であるというところについては、数カ所承知もしてございますが、地元からの御意見をお届けしたいというふうに考えております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

1 番 安江真治君。

○1 番（安江真治君）

それでは、もう一点、越原運動場の前が大変狭く、見通しも悪いため、通行が危険な箇所となっております。

そこで、越原運動場の一部を待避所の役割を果たすような整備、具体的には道路沿いの石垣を数メートル後退させるような工事というのはできないでしょうか。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

御質問の越原運動場の一部を待避所として利用できないか、整備できないかという点でございま

すが、待避所の整備についても県道改良でございますので、原則、村有地であったとしても設置者は岐阜県が設置するというところでございます。村が設置して、その財産を岐阜県に譲渡することも、これは可能だと考えております。ただ、こういった議論がなされていないということもございますので、そのための研究が必要と考えております。

いずれにいたしましても、予算の範囲内で用地を確保しつつ、いつでも測量設計及び工事に入っただけのような状況をつくっていく、まずこのことが最初のスタート地点だと考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

1番 安江真治君。

○1番（安江真治君）

整備に向けてこういった箇所の検討を進めていただきたいと思いますし、村でできる整備を少しずつでも実現していく必要があると思います。そうした姿勢を今後の要望書に盛り込んでいくことで、県に対してもより強く整備の重要性を訴えることが可能になると考えます。今後も、より積極的な道路整備に取り組んでいただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（樋口春市君）

以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

午前11時25分 休憩

午前11時27分 再開

○議長（樋口春市君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

◎報告第1号及び報告第2号について（提案説明・質疑）

○議長（樋口春市君）

日程第8、報告第1号 平成29年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告についてから、日程第9、報告第2号 平成29年度決算に基づく資金不足比率の報告についてまでの2件を一括して議題とします。

本件について、報告者の説明を求めます。

会計管理者 今井英樹君。

○会計管理者（今井英樹君）

報告第1号 平成29年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告について。このことについて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により監査委員の意見を付して報告する。平成30年9月10日、東白川村長。

平成29年度決算に基づく健全化判断比率一覧表、実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、ともになしとなります。下の括弧内は、国の基準比率となっております。実質公債費比率10.2、将来負担比率12.2。以下については説明を省略します。

平成29年度決算に基づく財政健全化判断比率審査意見書。地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により審査に付された、平成29年度決算に係る財政健全化判断比率を審査した結果及び意見は、別紙のとおりである。平成30年9月10日提出、以下を省略させていただきます。

平成29年度東白川村財政健全化判断比率審査意見書につきましては、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項については、いずれも適正に作成しているものと認められておりますのでお願いいたします。以下は同様となりますので、説明は省略させていただきます。

報告第2号 平成29年度決算に基づく資金不足比率の報告について。このことについて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により監査委員の意見を付して報告する。平成30年9月10日提出、東白川村長。

平成29年度決算に基づく資金不足比率一覧表、これにつきましては、資金不足比率がございませんので、以下は省略をさせていただきます。

平成29年度決算に基づく公営企業会計資金不足比率審査意見書。地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により審査に付された、平成29年度決算に係る資金不足比率を審査した結果及び意見は、別紙のとおりである。平成30年9月10日提出。以下を省略させていただきます。

平成29年度東白川村公営企業会計資金不足比率審査意見書につきましても、資金不足比率がございませんので、説明を省略させていただきます。以上となります。

○議長（樋口春市君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号 平成29年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告についてから報告第2号 平成29年度決算に基づく資金不足比率の報告についてまでの2件の報告を終わります。

◎議案第42号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第10、議案第42号 東白川村印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 今井明德君。

○村民課長（今井明德君）

議案第42号 東白川村印鑑条例の一部を改正する条例について。

東白川村印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成30年9月10日提出、東白川村長。

次のページをごらんいただきたいと思います。

東白川村印鑑条例の一部を改正する条例。

東白川村印鑑条例の一部を次のように改正する。

別冊の新旧対照表の1ページをごらんいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、可児郡、加茂郡、それから可児市、美濃加茂市の近傍地域の印鑑登録事務における統一事項としまして、印鑑登録において性別の登録を削除する、証明書においても記載をなくすことと、あわせてそれに必要な事項を整備するように改正するものでございます。

新旧対照表の1ページでございます。

登録資格、第2条では登録資格について明確にするものでございます。

登録、第4条第3項第1号については、2ページをごらんいただきまして、印鑑登録をする場合の本人の確認を行う書類の明確化でございます。

印鑑登録原票、第6条では、登録原票にて第3号で外国人住民の氏名についての規定整備を行い、第5号の「男女の別」を「住所」に改め、第6号の住所を外国人住民における印鑑登録の表記内容を整備する内容を改正するものでございます。

3ページに移りまして、印鑑登録証明書の申請、第10条につきましては、文言の整備でございます。

印鑑登録証明書、第11条では、印鑑登録証明の記載内容について改正を行うもので、印鑑登録証明書の証明する印影についての文言を整備し、あわせて記載内容を第6条の内容と整合を図り、条例を整備するものでございます。

本文にお戻りいただきたいと思います。

附則、この条例は平成30年10月1日から適用する。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号 東白川村印鑑条例の一部を改正する条例についてを採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第42号 東白川村印鑑条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第43号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第11、議案第43号 東白川村犯罪被害者等支援条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

参事 安江良浩君。

○参事（安江良浩君）

議案第43号 東白川村犯罪被害者等支援条例について。

東白川村犯罪被害者等支援条例を別紙のとおり提出する。平成30年9月10日提出、東白川村長。

1枚はねていただきまして、条例文が記載されておりますが、この提案理由でございますが、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図ることを目的として条例を制定したいので、この案を提出するものでございます。

別冊で東白川村議会定例会説明資料をつくっておりますので、そちらをごらんいただきたいと思っております。

1枚はねていただきまして、先月の全員協議会でもこれで説明を申し上げましたが、この機会は時間がございましたので、かいつまんで説明させていただきましたので、少し詳しく、またその後、一部修正をさせていただきましたので、それもあわせて説明をしたいと思います。

それでは、説明資料の1ページをごらんいただきたいと思っております。

第1条の目的でございますが、解説のほうを読み上げさせていただきます。

誰もがある日、突然犯罪被害者やその家族、遺族（以下「犯罪被害者等」という。）になり得るおそれがあります。犯罪被害者等は、生命を奪われ、家族を失い、障害を負わされ、財産を奪われるといった直接の被害に加え、周囲の無理解や配慮に欠けた言動等による間接的な被害にも苦しめられます。

このような状況下、平成16年に上記の法が制定され、犯罪等により害をこうむった方及びその家族または遺族の方に対する支援等に関し、国・地方公共団体及び国民の責務が明記されました。

誰もが安全に安心して暮らせる社会を実現するためには、犯罪を予防するとともに、犯罪被害者等に対する適切な支援が必要です。この条例は、犯罪被害者等が必要とする相互的に施策を推進することで、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図ることを目的としています。

続きまして、第2条のところで定義を記載しております。2ページをごらんいただきたいと思っております。

本条例における用語について、その意味を明確にし、疑義が生じないように定めたものでございます。

第2条第1項の第1号、(1)でございますが、以下、(1)、(2)として読み上げさせていただきたいと思いますが、(1)の犯罪行為、犯罪被害者等給付金の支給による犯罪被害者等の支援に関する法律第2条第1項に規定する犯罪行為をいい、日本国内または日本国外にある日本船舶もしくは日本航空機内において行われた人の生命または身体を害する罪に当たる行為をいいます。

続きまして、(2)の犯罪等でございます。犯罪とは、個人の生命、身体または財産上に及ぼす行為など、刑法その他刑罰法規の規定により刑罰を科せられる行為をいいます。

また、犯罪に準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為とは、犯罪とまではいきませんが、それに類似するような同様の行為であって、その行為の相手方の心身に有害な影響を及ぼすような性質を有する行為をいいます。

続きまして、(3)の犯罪被害者等でございます。犯罪等により被害をこうむった方、もしくはその家族または遺族の方をいいます。前回の全協では、この(3)の犯罪被害者等でございますが、家族または遺族の方の後に村内に住所を有するとしておりましたが、全員協議会の折、今井美和議員より村外の犯罪被害者等の方が諸般の事情で住所を移さないで本村に転入されたときの対応についてどうするのかという御質問があり、この件について検討させていただきました。県内及び県外自治体の多くは住所要件を設けており、条例もしくは規則で定めております。犯罪が行われたときに、その自治体に住所を有しており、引き続きその住所を有する方が対象となっています。本村でも見舞金の支給については住所要件を設けたいと思いますが、ただ、見舞金のほかにも住宅のあっせんや相談窓口の対応、また生活支援など、そういった支援がございます。こういった支援については住所要件を設けず柔軟に対応していきたいと思っておりますので、前回お示ししました第2条第1項第3号の犯罪被害者等の定義の本村に住所を有する者を削除しまして、その要件については規則で定めていきたいと思っております。

続きまして、(4)の関係機関等でございますが、国・県及び市町村等の地方公共団体・その他の行政機関、警察や裁判所等でございますが、そのほか犯罪被害者等の支援を行う民間団体、NPO法人等をいいます。

(5)の事業者でございますが、村内で事業活動を行う個人及び法人、その他の団体をいいます。

(6)の村民等は、村内に住所を有する方、もしくは村内に通勤し、もしくは通学している方及び事業者をいいます。

続きまして、(7)の二次的被害でございますが、配慮を欠いた言動、中傷、報道等によって受ける経済的な損失や精神的な苦痛など、副次的に受ける被害をいいます。

続きまして、第3条の基本理念でございますが、本条例が確実に励行していくために、基本となる理念、目的を定めています。

本条例の基本理念として、犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい保証が得られることであり、その尊厳にふさわしい処遇を保証するために、犯罪被害者等が平穏な生

活を取り戻すまでの間、被害の状況や原因、犯罪被害者等の心情や置かれている状況を確認し、実情に応じて適切に途切れることなく支援を行います。

また、犯罪被害者等への支援は、その過程において二次的被害を生じさせることのないように行います。

続きまして、第4条では村の責務でございます。4ページをお開きいただきたいと思います。

基本理念にのっとり、村としての責務を規定したものでございます。

第1項は、村が関係機関等の適切な役割分担を踏まえ、個々の犯罪被害者等の実情に応じた必要な支援策を定めた規定で、犯罪被害者等支援は、幅広い知識が必要となります。支援に当たる職員は、日ごろから研修に参加するなど、スキルアップに努めます。

第2項は、村が支援のための施策が円滑に実施するためには、各関係機関との連携と協力が不可欠であります。そのために、必要に応じて連絡協議会を立ち上げ、情報の共有に努めます。

続きまして、第5条では村民等の責務でございます。

基本理念にのっとり、村民としての責務を規定したものです。

犯罪被害者等は、直接的な被害だけではなく、心身の不調や苦痛、周りからの誹謗中傷などに苦しめられながらも、十分な支援が受けられず深刻な状況に置かれる場合があります。本条は、こうした状況を村民一人一人がしっかりと認識し、二次的被害の発生防止に配慮するよう努めるべきであることを定めたものです。

続きまして、第6条の相談及び情報の提供等でございます。

犯罪被害者等の多くは、さまざまな制度に関する情報が伝わっていないため、必要な支援が受けられずにいることが推測されます。そのため、村では相談窓口を設置するとともに、法テラスや医療機関などの専門機関の紹介など、支援をまいります。

続きまして、5ページの見舞金の支給、第7条でございますが、犯罪被害者等への経済的支援として、国の制度である犯罪被害給付制度や、公的補償として遺族年金、障害年金といった制度があります。いずれの制度も、申請から裁定、支給までの期間をある程度長く要します。

そのため、本条例では、犯罪被害者等に最も身近な地方公共団体が当座必要な資金を迅速に支給するために必要な事項を定めたものです。

なお、支給額は、近隣市町村と調整を図り規則で定めますが、遺族見舞金は20万円から30万円、障害見舞金は10万円から20万円を予定しておるところでございます。

第8条は日常生活の支援でございます。

犯罪被害者等が置かれている状況によっては、日常生活を営むことができなくなるケースがあります。

上記の事情に鑑み、担当部署及び関係機関と連携を図り、家事、育児、買い物支援等を行います。

続きまして、第9条、6ページの居住の安定でございます。

犯罪被害者や遺族は、そもそも犯罪行為によって回復不可能な被害を受けています。それに加えて、実名等のプライバシーがその意に反して報道でされたり、SNSで自宅、勤務先、学校などが

民衆にさらされ、従前の住居に居住することが困難になることが予想されます。そのための支援として、新しい住居を確保するまでの一時的な利用に村営住宅等を提供する予定でございます。

続きまして、第10条、雇用の安定。

この条における雇用の安定とは、直接的な雇用のあっせんではなく、犯罪被害者等が雇用面で不利益を受け、あるいは雇用の打ち切りがされることのないよう、事業者に対して犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の支援について理解を深める機会を確保する等、必要な施策を講じます。

第11条でございますが、村民等の理解の増進ということで、犯罪被害者等の置かれている状況及びその支援について村民等の理解を深めるため、村は広報紙やCATV等を活用し、広報活動に努めます。

続きまして、人材の育成ということで第12条に掲げてございます。

犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、村の窓口担当を初め、担当部署の職員を中心に研修を行います。

また、必要に応じて他の機関との意見交換会を開催したいと思っております。

続きまして、第13条でございますが、民間の団体に対する支援ということで掲載しております。

民間支援団体は、犯罪被害者等のさまざまなニーズを酌み取り、きめ細やかな支援を長期にわたり提供できる点や、素早い意思決定により迅速な対応ができるなど、行政では手の届かない支援を実施できる利点がございます。

村では、こうした民間支援団体に対して情報の提供や啓発事業に対する助言、支援を行います。

続きまして、第14条では、犯罪被害者等の支援を行わないことができる場合を記載しております。

犯罪被害者等の支援が必ずしも行うのではなく、犯罪の起因がみずからの行為であった場合、犯罪を犯罪被害者等が誘発した場合など、状況等によっては犯罪被害者の支援を行わないことができます。

また、社会通念上適切でないと認められる行為として、当該犯罪行為を教唆や幫助した場合や、当該犯罪行為に著しく不正な行為があった場合などが考えられます。

それから、第15条のところでは委任でございますが、この条例に規定されている事項のほかに行に必要事項がある場合、村長が規則、要綱等を別に定めることを規定したもので、本村は、規則を設けて細かなところを決めてまいりたいと思っております。

それでは、条例本文のほうへ戻っていただきまして、2枚はねて最後のところでございますが、附則でございます。1. この条例は平成31年1月1日から施行する。

続きまして、経過措置、2. 第7条の規定は、この条例の施行の日以後に行われた犯罪行為による死亡また傷害について適用する。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

先ほど参事が説明されたときは、全協の折等の違いを1点説明されました。例えば、犯罪被害者等の資格要件の中における住民票があるかないかという1点でしたけれども、もう一点ちょっと気になったことがありまして、全協の折に、実は多分もしかしたら読み上げ間違いではなかろうかと推測できますけれども、参事が説明された中に村民等の責務の中で「情報共有」という言葉が使われてしまいました。これは多分、1個上にあります村の責務の中における関係機関との間の情報共有であったかと思われまますけれども、あの時点での読み上げは、村民の犯罪被害者等の二次被害を防ぐために情報共有が必要だという読み上げを実は全協の折にされました。この点は、多分読み間違いではなかったかと思えますけれども、実はこの二次被害を防ぐという中で個人情報の取り扱いというのは本当に厳密にされなきゃいけないところでありましたので、読み間違いかもしれないと思いましたが、ちょっとこれについて、それは間違っていたのか、完全に認識上、一般村民がこんな個人情報を得ることが二次被害を減らすことであるという認識は、多分間違いであろうということをおそらくちょっと明確に表現していただきたいと思えます。

○議長（樋口春市君）

参事 安江良浩君。

○参事（安江良浩君）

個人情報につきましての件でございますが、村民で情報を共有するということをお申し上げておりましたら、これは言い間違いだと思いますので、この場で訂正をさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号 東白川村犯罪被害者等支援条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第43号 東白川村犯罪被害者等支援条例については、原

案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

午前11時52分 休憩

午後 1 時00分 再開

○議長（樋口春市君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第44号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第12、議案第44号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江誠君。

○総務課長（安江 誠君）

それでは、議案44号をお願いいたします。東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成30年9月10日提出、東白川村長。

1枚おめくりをいただきまして、改正条文でございます。

東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

説明につきましては、新旧対照表の5ページのほうをごらんいただきたいと思います。

左側が改正後の案でございます。右側が現行ということで、改正につきましては、中段の下線部分でございますが、「及び介護休暇」のところを「、介護休暇及び介護時間」に改めるものでございます。

改正条文につきましては以上でございますが、この18条につきましては給与の減額を定めておりまして、職員が勤務しないときはということで、あと、ずうっと除外条文が入っておりまして、その勤務を要しない1時間につき、第22条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給するというので、除外条文が勤務しないときから除くものとしまして、時間外勤務代休時間、それから祝日法によります休日と、それから年末年始の休日、それから勤務時間の第11条に規定します有給休暇ですが、特別休暇が該当するわけなんです、その中に組合休暇、介護休暇及び介護時間については除くということで、これを取得されたときについては、逆に給与が減額されると、ほかの有給休暇とは扱いが異なるということでございます。

介護時間が今回加わった経緯につきましては、平成29年に勤務時間、休暇等の条例の改正を受け

まして、そちらの条例に合わせるというものでございます。

それでは、本文のほうに戻っていただきまして、附則、この条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するというところでございます。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第44号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第45号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第13、議案第45号 東白川村の条例の用字、用語、形式等の整備に関する特別措置条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江誠君。

○総務課長（安江 誠君）

それでは、議案第45号でございます。東白川村の条例の用字、用語、形式等の整備に関する特別措置条例について。

東白川村の条例の用字、用語、形式等の整備に関する特別措置条例を別紙のとおり提出する。平成30年9月10日提出、東白川村長。

1枚おめくりをいただきまして、条例文でございます。

東白川村の条例の用字、用語、形式等の整備に関する特別措置条例。

第1条、趣旨でございます。この条例は、この条例の施行の際現に効力を有する東白川村の条例

の内容、効力等に変更の生じない限度において、用字、用語、形式等を整備することに関し必要な事項を定めるものとするということでございます。

今回、例規のインターネット公開をするに当たりまして、用字、用語等について統一的な表現に改めまして、全体を一括して整備するという趣旨のものでございます。

第2条、整備の措置。既存の条例の用字、用語、形式等を統一した表現に整備するための措置については、次に定めるところによる。

第1号、用字及び用語の表現は、次に掲げる基準に基づき改める。ア、法令における漢字使用等について、イ、現代仮名遣い、これはいずれも平成22年、昭和61年に内閣から出ております通達に基づいて行うものでございます。

第2号、句読点は、国の法令の例により改める。

第3号、語句の表現は、関連する法令の表現と整合するように改める。

第4号、条、表、様式等の形式は、一定の基準に適合するように改める。

第3条、その他の整備。前条に定めるもののほか、既存の条例中の用字、用語、形式等で整理、統一その他の整備を必要とするものについては、その内容、効力等に影響を及ぼさない範囲内において整備する。

附則、第1項で施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行する。

第2項以降でございますが、2項から5項までにつきましては、関連する条例の改正について個別で改正する条例を附則で改正をしてございます。この部分につきましては、新旧対照表につきまして、それぞれ担当課長が説明をいたしますのでお願いいたします。

個別で5つの条例を上げておりますが、本文のほうの要件では少し無理があるというものにつきまして、個別で条例を改正するものでございますのでお願いしたいと思います。

第2項で、まず東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございますが、新旧対照表の6ページのほうをごらんいただきたいと思っております。

まず、第2条第4項でございますが、4項のところの「の規定により採用された職員」というところを「又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条の規定により採用された職員」、ちょっと括弧は省かせていただきますが、ということで条文の整備をさせていただくというものでございます。

第5条のところでは「村の規定」を「村の規則」に改めるもので、表現の見直しでございます。

7ページのほうへ行ってくださいまして、第8条の2でございますが、第10条第1項の表現がございましたけれども、第10条に改めるもの、それから「第10条第1項に規定する休日及び代休日」は「同条に規定する休日及び代休日」ということで、これは条例の中で整合性がとれておりませんでしたので、第10条第1項というのはないということで第10条に改める、整合性を図るものでございます。

8ページのほうへ行ってくださいまして、第8条の3のところ中段になります、下線の部分でございますが、「同法第6条の4第1項」の規定のところを「同法第6条の4第2号」に改めるも

のでございます。それから、「里親」のところを「養子縁組里親」に改めるものでございます。それから、ここは削除ですね。児童「のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削除するものでございます。「規則」を「村の規則」に改めます。それから、「この条及び次条」のところを「この項及び次条第1項から第3項まで」、これも条例内の整合性がとれておりませんでしたので、条文を整備するものでございます。

次のページへ行っていただきまして、9ページのほうでございますが、第8条の3の第2項でございますが、同じように「看護」を「監護」に改めるものでございます。それから、「同法第6条の4第1項」を「同法第6条の4第2号」に改めます。「里親」を「養子縁組里親」に改めます。それから、「のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」の文言を削除するものでございます。「この条及び次条」を「この項及び次条第1項から第3項まで」、前段と同じ表現になりますが、改めるものでございます。「村の規則の」を「村の規則で」、これも表現を改めるものでございます。

それから、10ページのほうへ行きまして、第8条の4でございますが、「親である者」を「親であるもの」に、者の漢字を平仮名に、用字を見直すものでございます。

それから、次のページへ行っていただきまして、第8条の4第4項でございますが、「とあるのは」を「とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、村の規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、村の規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは」という文言をここでは不足しておるということで追加するものでございますが、ここはちょっとわかりにくいですが、準用規定がございまして、第16条第1項の要介護者を介護する職員について準用しておりますが、その中の個別箇所について読みかえ規定を入れるものでございます。それから、「深夜における」というところを「第1項中「深夜における」ということ」でございます。その後、「と、前項中」を「と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。」という文言を追加し、「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、村の規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が村の規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。」を削除するものです。

それから、第5項のところでは「前4項」を「前各項」に改めるものでございます。

それから、第10条のところでは括弧内の「（次項において「休日の全勤務時間」という。）」を削除するところでございます。下段の「（次項において「代休日」という。）」も同じ削除でございます。

第12条の2号のほうへ行っていただきまして、「新たに職員となるもの」を「新たに職員となり、又は任期が満了することにより退職することとなるもの」ということで、対象範囲の整備をしたものでございます。

それから、次の13ページのほうへ行っていただきまして、3号でございますが、「以下この号に

において「地公労法」という。」という部分を削除するものでございます。これも不要な条文の整備ということでございます。

14ページのほうでは、第19条のところでございますが、「及び任期付短時間勤務職員」を加えるところで、今度はこちらは逆に必要な条文を加えるというものでございます。

勤務時間、休暇等に関する条例については以上でございます。

○議長（樋口春市君）

教育課長 安江任弘君。

○教育課長（安江任弘君）

失礼します。

続きまして、教育委員会に関する条例の一部改正のところですが、新旧対照表の16ページになります。よろしく申し上げます。

まず、この条例になりますが、東白川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例は、平成26年9月に上程され、保育所の待機児童対策や人口減少地域での保育需要に応えるものとして東白川村として条例を制定したものです。

条例の内容は、児童福祉法に基づき、未満児の子供を対象にした市町村の許可を受けた家庭的保育事業者が行う公的保育を設置する際に、設備及び運営に関する基準を定める条例になっています。

今回の一部改正につきましては、国の条例の改正に伴いまして新旧対照表に記載されている事項を改正するものでありますけれども、ほとんどが文書表現を正すものということで、22ページへちょっと飛んでいただきまして、その中で改正されているものとしましては、22ページに上がります保育士の数の算定に伴いまして、准看護師が対象に加わるという条件緩和したものの改正が内容となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

保育士の数の算定ということですが、どのようなものかといいますと、乳児におきましては、おおよそ3人に1人の保育士が必要になりますし、1歳から3歳児がおおよそ6人に1人ということで保育士が必要になっています。今回は、その保育士プラス看護師プラス准看護師、それから前からありますように幼稚園の教諭も対象になりますけれども、そういった方々が保育士の算定に加わってきたということで条文が改正されたものになりますので、よろしくお願ひします。以上です。

○議長（樋口春市君）

村民課長 今井明德君。

○村民課長（今井明德君）

附則の第4項につきまして説明させていただきます。

東白川村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表のほうは38ページでございます。

この改正につきましては、介護療養型医療施設、そちらの療養病床というものですけれども、こ

の施設において介護保険が適用される介護療養病床と医療保険が適用される医療療養病床において明確な区分がなく利用されていたり、医療施設で介護保険が適用されるねじれ現象を改正するために法改正が行われる中で、日常的な医学管理、みとりやターミナルケアなどの医療・介護機能と生活機能を兼ね備える介護医療院というものが新たに追加された法改正によるもので、そのこととあわせまして必要な条例改正を行うものでございます。

では、38ページでございます。

施設の従業者の員数を規定する第5条において介護医療院を追加して、あわせて文言の追加をして整備をするものです。

39ページから40ページにかけての利用定員等、第9条では、指定地域密着型介護老人福祉施設に対してユニット型施設に対する法改正が行われたことにより、利用者の数の規定を整備するものでございます。

従業者の員数等、第44条は表の改正となります。45ページ、46ページをごらんいただきたいと思います。

別記一でございます。45ページのほうは改正後、46ページが改正前となります。

45ページの表、上段の中段で介護医療院を追加し、表の下段の中段で指定地域密着型通所介護事業所を追加するものでございます。いずれも法改正に伴う改正でございます。

41ページに戻っていただきまして、管理者、第45条第3項から43ページ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者、第73条までにつきましては、規定の施設に介護医療院を追加する改正でございます。

44ページに移りまして、身体的拘束等の禁止、第78条につきましては、身体的拘束等の適正化を図るために、第3項を新しく追加する改正でございます。

協力医療機関等、第83条第3項につきましては、規定する施設に介護医療院を追加する改正でございます。

附則第4項につきましては以上でございます。

続きまして、附則第5項をお願いいたします。

右側のページになります。第5項、東白川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するという事で、別冊の新旧対照表では48ページになりますのでお願いいたします。

この改正につきましては、各種サービス事業所の総称として使う複合型サービス事業所という言葉と、その中の一つの事業所であります介護小規模多機能型居宅介護事業所についての規定について明確にするように法改正が行われたことに伴う改正でございます。

新旧対照表では48ページでございます。

まず、第82条第6項は表の改正になります。55から56ページが改正後の表、56から57ページが現行の表でございます。改正点につきましては、改正前の表の56ページ上段の中段に指定地域密着型通所介護事業所を追加するものでございます。

49ページにお戻りいただきまして、管理者、第83条第3項につきましては、対応する条を変えて条例の中の整合を図るものでございます。

続いて、指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者、第84条につきましては、適応する事業所を複合型サービス事業所に拡大して条例適用の範囲を広げる改正でございます。

50ページに移りまして、従業者の員数、第110条第10項につきましては、指定地域密着型介護予防サービスの基準をふやす改正でございます。

続いて、管理者、第111条につきましては、条例に対応する事業所を絞り込むように改正するものでございます。こちらについては、「指定複合型サービス事業所」から「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」ということで、施設を絞り込むための改正でございます。

続きまして、従業者の員数等、第191条第10項から52ページの第193条までにつきましては、複合型サービス事業所にすることで条例が対応する施設を広げるための改正でございます。

53ページ、第194条第2項につきましては、施設ごとの登録定員に応じた利用定員にする改正でございます。

附則第5項の改正は以上でございます。

○議長（樋口春市君）

建設環境課長 有田尚樹君。

○建設環境課長（有田尚樹君）

6の東白川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例（平成22年東白川村条例第10号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表58ページをごらんください。

第4条の「入居できる者」を「入居することができる者」に改め、同条第1号中「であること。」を削り、同号後段中の「必要とする者」を「必要とするものであること」に改め、同条第4号中「ない者」を「ないこと」に改め、同条第5号中「届出はしない」を「届出はしていない」に改め、条文の整備をさせていただきます。

第5条第1項中「入居」を「入居することが」に改めさせていただきます。

第8条第1項中「する者」を「するもの」に改め、「添付して」の次に「村長に」を加え、同条第2項中「入居者」の次に「（以下「入居者」という。）」を加えさせていただきます。

第10条第1項中「定住促進住宅の」を削り、同項第2号中「第16条」を「第16条第1項」に改め、同条2項から第4項までの規定中「定住促進住宅の」は、第8条に略称されておりますので削らせていただきます。

第11条第1項及び第12条第1項中の「定住促進住宅の」については、先ほど同様、削らせていただきます。

61ページをごらんください。

第13条第1項中「別表第2のとおりとし」、の次に「村長は」を加え、「別表第2」を「同表」に改め、整理させていただきます。

第14条第1項中「第21条」を「第22条」に改め、同条第4項中「第22条」を「第23条」に、条文の整理をさせていただきます。

第18条第2項中「選択」を「指示」に改めさせていただきます。

第19条第1号中「ガス、」を「ガス及び」に改め、同条第3号中「維持、」を「維持及び」に改めさせていただきます。

第20条第1項中「第1項」を削らせていただきます。

63ページをごらんください。

第22条第1項第3号中「3月」を「3箇月」に改めさせていただきます。

第23条第2項中「第20条」を「第21条」に改め、整理させていただきます。

第26条中「村長は、」を削り、「を科する。」を「に処する。」に改めさせていただきます。

65ページをごらんください。

別表第1中「場所」を「位置」に改めさせていただきます。

別表第2を次のように改めさせていただきます。共益費の記載が漏れておりましたので、加えさせていただきます。

67ページをごらんください。

別表第3中「転入」を「転入し、」に、「20歳未満の者1名」を「20歳未満のもの1人」に改めさせていただきます。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

保育士のことに關するものなんですけど、ちょっと確認させていただきたいんですが、新旧対照表の22ページのところにありますが、先ほど言われた未満児に関しては3人に1人の保育士、1歳から3歳に関してはおおむね6人に1人の保育士ということで、今回、条例には看護師だけでなく准看護師も含まれたわけですが、これに関しては保育士が足りないから准看護師も保育士とみなすという条例になったのか、医療的な安全性の措置で1人ふやして、これは准看護師も保育士とみなすというふうにしたのか、条例になった背景というのはわかりますか。

○議長（樋口春市君）

教育課長 安江任弘君。

○教育課長（安江任弘君）

失礼します。

准看護師を1人追加というか、みなしたということは、どちらかというとな保育士の人員不足のほうに優先されているということで、幅をふやしたということになります。

○議長（樋口春市君）

ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

今回の質問の趣旨として、附則のほうに今みたいな、ちょうど4番議員さんから質問があったように、今回の特別措置条例というのは、あくまでも第1条にあります、もしくは第3条でも同じことが書いてありますけど、内容と効力等に変更の生じない限度においての文言整理の中に、これ幸いというか、このタイミングで条例内の趣旨とか、例えば対象の拡大でありますとか、そういうのが附則の中に多く含まれていまして、例えば一個一個が単独の上程の中で条例として変更としてやらなきゃいけないことがこれだけたくさん含まれていますと、例えば今みたいに中身についての質問が始まった場合、これを一括して全部認めなきゃいけないと、そういうことになると思います。

それで、こうやって今質問の段階ですが、先ほどの言われた附則については、第1条、2条、3条に含まれていないことを書きましたと言われましたので、最初は僕は2条についている具体的なこういう変更を一括でやりますといったことと対象外の文言整理だと解釈して、どうも聞いていたら、今みたいに対象をこの際ですから拡大しますとか、そういうことがどんどん含まれていました。

それで、ちょっともう一度質問したいんですけども、附則は趣旨とも逸脱して、要は趣旨をも逸脱した内容になっていると思うんですけど、この辺のちょっと御説明をいただきたいと思います。

○議長（樋口春市君）

総務課長。

○総務課長（安江 誠君）

基本的には用字、用語、形式等を統一するということですが、個別につきましては、ここだけでは網羅できない部分ということで、趣旨としては変わらないんですが、要は上記法令が改正があった時点でやらなければいけなかった改正文について改正がされていないというものがございまして、運用上は改正後のもので運用されておるんですが、条例のほうがしっかり整備されていなかったということで、今回はさせていただくという趣旨でございますので、新たに今回から始めるというのは何もないと認識しておりますのでお願いしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

実は今回の改正の中身の趣旨について異論があるわけじゃなくて、今回の条例というのは、この条例を制定しますと書いて、一番最初の趣旨に書いてある中に、内容、効力等に変更の生じないと書いてある以上、この趣旨から逸脱したものが附則に出てきてしまうというのは条例制定としては不適切ではないかということで今質問をしているわけなんです。

結局、幾ら現状に照らし合わせたときに違うといっても、現状と照らし合わせたときに条文を書きかえるということはこの趣旨では読み取れなくて、あくまでも今回については文書としての内容、効力等に変更が生じない範囲と書いてあるので、ちょっと僕の中では納得がいかないので、もう一度、本当にこのままの条例、この条例の制定とこの附則とが整合性がとれているのかということについてはちょっとまだ疑問点があるので、どなたか納得がいくように御説明を願えませんか。

〔発言する者あり〕

本来は討論のところへ行こうかと思ったぐらいなんですけど、まだ趣旨説明の中で納得できれば討論まで行かないようにと思ったんですけど、例えば条例を制定するときに、趣旨というところにいろいろ書いてありますね。まず、この条例の趣旨というところ、それを逸脱したものが附則の上にながってくるものを附則まで含めて条例として認めていいのかという、まず議員としての迷いに対して執行部側の提案理由をもう一回説明願っているんですが、やっぱり今話を聞く限りは、趣旨に書いてある、内容、効力等に変更の生じない範囲においてこの条例をお認めくださいと言っているにもかかわらず、どう聞いていても、現状と合わないからとか、上位のやつがこうなっているからというのは内容、効力等に変更が生じているので、ちょっと趣旨とずれているので、まずは質疑の形を今とらせてもらっています。

○議長（樋口春市君）

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

午後 1 時 32 分 休憩

午後 1 時 45 分 再開

○議長（樋口春市君）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

ただいまの質疑についてお答えをいたします。

本文の第 3 条において、その内容、効力等に影響を及ぼさない範囲内において整理をするということに対しての解釈につきましての質疑ということで、村としましては、今回の個別の条例改正にあっても、この条例の本来の目的や大きな規制基準に影響を与えるものではなく、この条例の考えや文言の適切な取り扱いをするものであります。村民の皆さんに対しても適切及び有益な内容と判断し、今回の改正案を上程したものでございますので、よろしく御審議をお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋口春市君）

6 番 桂川一喜君。

○6 番（桂川一喜君）

最後の質疑になると思いますけど、ただいま村民にとって有益かどうかと、よく執行部側から簡

単に言われることがありますけれども、どんな規則であっても必ずしも100名が100名とも有益だと思うかどうかというところを改めて断言するということになると、ちょっと危険性を感じるものと実は思っています。

それとはちょっと別ですけれども、説明の新旧対照表の8ページにありますところ、実はここに関しては養子縁組についての規定がありますけれども、旧のほうの規則には希望する者という、割と大きいくりがあります。これを今回は希望者は認めないということで、必ずしも拡大する側だけじゃなくて範囲を狭めることも載っているんです。なので、単純に利害関係が一方に動いているとは考えにくいので、一応今回、質疑として最後になりますけれども、もう一度そこに納得のいけるお答えがいただけるかどうかだけ最後に伺いまして、この質疑のほうは終えたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

この短時間に全部の条例を私が読んだわけではございませんので、一般的な表現として、今、適切なふうに言われておるよという、そういう答弁をしたところでございます。内容によっては、議員がおっしゃるように、決して不利益ではないと思いますけど、今の情勢に合わないから狭まったものもあるだろうし、それについては、一つずつのこの文言についてはまだ、ここはどうなのという答弁はちょっとできませんが、議員のおっしゃるとおり、全て有益ではないということだけは認識をし、有益という判断は取り消しをしまして、適正な現況に合った改正にしたいというふうに訂正をさせていただきます。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

このたび東白川村の条例の用字、用語、形式等の整備に関する特別措置条例の制定につきまして、一応反対の立場から討論させていただきます。

趣旨については、先ほどから申しますように、変更点の趣旨ということに関してはおおむね賛成できるものの、やっぱり議会の上で条例制定を行うというときに常々申し上げますように、条例というのは予算と違って、予算は村長が提出されて、それを認めるかどうか。条例は最終的には議会が認め、それから後世に向かってより正しいお約束を住民との間にするというのが条例です。

ただし、文言一つとっても、もう少し議会の上で条例制定をする以上、厳格なものであり、誰もがそれを読み解いたときに、いろんな解釈が生まれるのではなくて、この条例文を読み解いた以上は必ず制定者の意図が確実に伝わるものであるべきだというのが私の趣旨ですので、今回のを申しましては、なかなか説明だけで納得は、できる部分もありますが、やっぱり条例文というのはひとり歩きます。じゃあ、条例文を全部読み解いたときに、その第三者が読んだときに納得できるかというところまで踏まえた成文化というのが条例にとっては大切だと思っておりますので、残念ながら今回は、一応この制定につきましては、この条文のままではとても賛成し得るものではないという立場で反対討論をさせていただきたいと思えます。

○議長（樋口春市君）

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

6番議員のおっしゃることももつともだと思います。当然かと思えます。よく法律のほうでいきます特別措置法などでもこうした機会がありますし、今回、例規の整備が進んで、これは議員にとっても村民にとっても少しでも早く整備をしていただきたい事業ですので、時間的、時期的のことも見込みまして、その文言の内容には多少のあれもありますけれども、今回はこの条例を通していただきたいという賛成の立場から発言をさせていただきます。

○議長（樋口春市君）

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号 東白川村の条例の用字、用語、形式等の整備に関する特別措置条例についてを採決します。

この表決は起立によって行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

賛成者多数。よって、議案第45号 東白川村の条例の用字、用語、形式等の整備に関する特別措置条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第46号から議案第52号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第14、議案第46号 平成30年度東白川村一般会計補正予算（第3号）から、日程第20、議案第52号 平成30年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの7件について補正

関連により一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江誠君。

○総務課長（安江 誠君）

それでは、議案第46号をお願いいたします。平成30年度東白川村一般会計補正予算（第3号）。平成30年度東白川村一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,643万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億8,705万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平成30年9月10日提出、東白川村長。

次のページの第1表 歳入歳出予算補正の説明を省略させていただきまして、6ページの地方債補正をお願いいたします。

第2表 地方債補正、変更でございます。表のほうは、起債の目的、変更前、変更後がございまして、中身が限度額、起債の方法、利率、償還の方法で、起債の方法、利率、償還の方法については変更がございませんので省略させていただきます。

目的は、公共事業等、変更前が限度額2,800万円でございますが、変更後は3,030万円で、230万円限度額を引き上げるものでございます。詳細につきましては、2の歳入のところの説明をさせていただきますのでお願いいたします。

8ページをお願いいたします。

平成30年度東白川村一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書、1の総括の説明を省略させていただきまして、10ページからお願いいたします。

2. 歳入。

9款1項1目地方交付税、補正額602万4,000円。説明のほうへ行っていただきまして、地方交付税でございます。収支のバランスをとるものでございます。

11款2項2目総務費負担金、補正額1万円。インターネット加入者負担金の滞納分でございますが、収入見込みができましたので予算化したものでございます。

3目民生費負担金、補正額が16万8,000円。説明のほうで認可保育所措置児童保育料でございますが、広域入所に係ります保育料でございます。

12款1項2目総務費使用料、補正額13万6,000円。CATVの広告使用料とつり線の使用料でございますが、それぞれ3,000円と13万3,000円、収入見込みができましたので予算化するものでございます。

13款2項3目民生費国庫補助金、補正額237万1,000円。説明のほうで社会保障・税番号制度システム整備費補助金でございますが、マイナンバー制度に係るもので、交付決定が来ましたので補正

をさせていただくものでございます。高齢者医療制度円滑運営事業費補助金、後期システム改修分ということで8万7,000円でございますが、保険料の軽減特例の改正に係るシステム改修に係る補助金でございます。

13款2項8目土木費国庫補助金、補正額が328万3,000円で、防災安全交付金、交付決定によります追加でございます。

14款2項9目消防費県補助金でございますが、補正額は7,000円の減で、清流の国ぎふ推進補助金で、衛星携帯電話の申請をしましたものの交付決定が来まして、一部減額になりましたので減額するものでございます。

10目の教育費県補助金で10万円の追加でございます。清流の国ぎふふるさと魅力体験事業の補助金、新規採択によりますものでございます。詳細につきましては、歳出で説明させていただきます。

15款1項2目で利子及び配当金、補正額が2万円で、株の配当金で、収入見込みによるものでございます。

16款1項1目一般寄附金、補正額が15万円。一般寄附金ということで、次のページを見ていただきますと、御寄附をいただいた方が一宮市の田口正久様10万円と関市の今井好則様5万円をいただきましたので予算化したものでございます。

同じく2目で指定寄附金744万5,000円でございますが、2節で総務費指定寄附金のほうではふるさと思いやり基金指定寄附金ですが、4月から7月分について予算化したものでございます。3節のほうでは民生費指定寄附金で10万円でございますが、社会福祉施設のほうへの指定寄附ということで、加舎尾の安江太郎さんから10万円をいただいております。

17款2項5目で介護保険特別会計繰入金、補正額は290万6,000円で、介護保険特別会計のほうから過年度の精算ということで繰り入れるものでございます。

6目で後期高齢者医療特別会計繰入金、補正額は24万4,000円。これも同じく後期高齢者の会計のほうから精算ということで戻していただくものでございます。

19款4項4目雑入、補正額が1,128万3,000円でございます。説明のほうで、まず収入印紙等の売りさばきを会計窓口で行っておりますが、そちらの手数料3万円でございます。それから、保育所広域入所の受託料でございますが、中津川市さんのほうから75万9,000円いただくものでございます。福祉医療費助成事業補助金前年度精算金65万5,000円、前年度の精算、それから後期高齢者医療療養給付費負担金過年度精算還付金983万9,000円でございます。

20款1項8目で土木債でございます。補正額が230万円で、防災安全交付金事業のほうへ充当するものでございますが、事業費の上乗せが、歳出のほうでまた説明させていただきますが、ありましたので、その分について起債を充てるものでございます。

合計で3,643万3,000円の補正額でございます。

14ページのほうへ行ってくださいまして、3.歳出でございます。

2款1項1目一般管理費、補正額が905万2,000円でございます。説明のほうへ行ってくださいまして、まず総務一般管理費のところ職員手当等、超勤手当が87万6,000円、管理職員特別勤務手

当が2万4,000円ということですが、職員の時間外の手当、それから管理職員特別勤務手当というのは災害時に勤務したときの手当でございますが、そちらのほうは災害もありまして不足しましたので補正をさせていただくものでございますが、あとあちこちにこの2つが出てまいります。同じ趣旨でございますのでお願いしたいと思っております。それから、備品購入費でございますが30万2,000円ということで、総務課に設置しております情報の管理ということでシュレッターでございますが、老朽化によりまして故障しましたので更新させていただくためでございます。ふるさと思いやり基金積立金、4月から7月分で734万5,000円でございます。自治会等運営支援事業につきましては、報酬で事務嘱託員の報酬8,000円の追加でございますが、こちらは自治会のほうで戸数の増によるものでございます。空白輸送事業、賃金、臨時雇用賃金、新しく10月から開始します陰地・大明神間の空白バスの運転手の賃金でございます。

5目で財産管理費、補正額が351万9,000円でございます。説明のほうで行政情報化推進費でございますが、役務費、手数料ということで、LGWAN基本プロトコルサービス参照先変更手数料ということで、国のサーバーが更新になるということでネットワークの設定の変更でございます。委託料、ウインドウズ10対応サーバー設定変更委託料、こちらのほうはウインドウズ7がマイクロソフトさんのサポートが終了するということでウインドウズ10、端末でございますが、移行するために必要な設定変更でございます。総合行政情報システム運営費、委託料、社会保障・税番号システム整備委託料でございますが、マイナンバーカードの記載事項の変更によりましてシステム改修でございます。国からの補助金を受けて実施するものでございます。

7目で交通安全対策費で補正額が26万2,000円でございます。交通安全対策費で修繕料、街路灯等施設修繕料でございますが、曲坂ほか5カ所分の街路灯の修繕を見込んでおります。

12目地方創生事業費で補正額が29万円でございますが、地方創生フォレストスタイル事業のほうで手数料、サーバー移設手数料20万円とウェブサイト管理委託料が9万円でございますが、自前サーバーでフォレストスタイルのホームページの運営をしてきましたが、10年ほど機器が経過しましたので、今回、更新ということですが、管理の方法を自前サーバーからレンタルサーバーへ移行するというので手数料、それから管理委託料の中にはレンタルサーバーの借り上げ相当分も含まれております。

3款1項1目で住民福祉費、補正額が6,000円でございます。管理職員特別勤務手当でございます。防災勤務でございます。

3目で保健福祉費で補正額が10万円でございます。積立金で社会福祉施設整備基金積立金、寄附金収入に伴います基金への積み立てでございます。

続きまして、16ページのほうで3款2項1目児童福祉総務費、補正額が27万8,000円でございます。子育て支援室運営事業ということで、超勤手当、それから休日勤務手当でございます。これも不足見込みでございます。

同じく2目の認可保育所費では補正額3万4,000円。こちらのほうも手当の不足見込みでございます。

4款1項1目保健衛生総務費、補正額が79万円で、保健衛生総務費一般でございますが、職員手当等のところで管理職員特別勤務手当と、それから繰出金のところで診療所特別会計運営費繰出金でございます。診療所特別会計につきましては、本年度は前年度の繰越金がゼロということになりまして、今後の補正につきましては、全て一般会計から繰り入れる財源で賄うということになっております。

2目で予防費3万4,000円の補正でございます。未熟児養育医療事業でございますが、前年度の返還金ということで、事業実績がないための返還でございます。

5目で環境対策費で補正額が35万6,000円でございます。環境総務費のほうでは管理職員特別勤務手当、それから補助金のところでは住宅用太陽光発電システム設置補助金でございますが、新規要望が2件ございましたので、2件分の補助金をしております。この制度につきましては、9月で見直し、終了ということになってございます。

6款1項2目で農業総務費、補正額が31万7,000円でございます。農業総務費の職員手当等、超勤手当不足見込みでございます。

6款2項1目で林業総務費、補正額は35万円。林業総務費のほうで超勤手当、それから休日勤務手当でございます。

2目で林業振興費、補正額325万2,000円でございます。一般林業振興費のところで補助金でございますが、林業振興補助金で製材組合機械整備補助金ということで、乾燥機、それからツインの帯のこぎりの機械でございますが、そちらの制御装置の更新ということで2分の1の補助でございます。

続きまして、7款1項1目で商工振興費、補正額が93万2,000円でございます。商工振興費一般のところが職員手当等で休日勤務手当や管理職員特別勤務手当でございます。地域振興費一般では、同じく職員手当等でございます。

2目へ行きまして、地域づくり推進費で128万8,000円の追加でございます。地域おこし協力隊事業でございます。内容につきましては、まず旅費のところで費用弁償で協力隊の応募者費用弁償、それから職員の旅費。それから、広告料のところでホームページの掲載料、委託料のところで募集のホームページ作成委託料31万8,000円、それから有料道路料金と説明会会場借り上げ料でございます。ここまですべて94万3,000円ほどでございますが、新規の協力隊の募集ということでございますが、目的としましては、CATV技術者の後継者の確保が目的でございます。補助金のほうでは地域おこし協力隊起業支援奨励金ということで新規の補助になりますが、2名分で34万5,000円でございます。

8款のほうへ行きまして、8款1項1目土木総務費で補正額が31万1,000円でございます。補助金で生活道整備補助金で、新規整備の要望がございました2カ所分を予算化するものでございます。こちらの制度も見直しで9月で終了予定ということになってございます。

続きまして、8款2項1目で道路橋梁維持費でございますが、補正額が1,333万7,000円でございます。説明のほうで道路橋梁維持事業では工事請負費でございますが、村道維持修繕工事で100万

円、こちらのほうは神付の黒岩谷の排水路工事です。杉本2号線の改良でございますが、施工見込みを立てましたので補正で500万円でございます。小規模修繕料等単価契約工事、これは工事箇所が増加しましたので対応の100万円でございます。下呂・白川線の排水流末工事につきましては、下野地内の排水工事ということで緊急を要するものでございますので、今回、補正をお願いさせていただきました。防災安全交付金事業のほうでは工事請負費で路面修繕工事でございますけれども、交付決定によります減額で232万8,000円減額、それから魚戸線ほかで落石対策工事でございますが、910万円の追加でございます。これは、増減は交付決定によります増減ということでございます。あわせまして補償費のほうでございますが、魚戸線の関係ですが233万5,000円の減額でございますが、当初予算から改めて再見積もりをしましたところ、この分が不用になったということでございます。

続きまして、8款3項1目で住宅管理費、補正額が58万8,000円でございます。説明のほうで住宅管理費で修繕料でございますが、退去修繕料、退去時におけます破損の修繕料でございます。委託料につきましては中根荘支障木伐採委託料ということで、敷地内にあります桜の枝が隣接民家に支障しておりますので、伐採をしまして改良するものでございます。

8款4項1目で河川砂防費、補正額は50万円でございます。河川砂防事業のほうで工事請負費、河川維持修繕工事でございますが、大沢谷の護岸の修繕が必要になったものでございます。

9款1項1目で非常備消防費では補正額6万9,000円でございます。消防総務費のところでは出勤手当でございますが、親田で起きました行方不明者の捜索に係ります隊員の出勤分でございます。

2目で消防施設費で補正額は5万4,000円でございますが、防災センター管理費で防火対象物点検委託料ということでございますが、消防署の立入検査で指摘を受けましたので安全点検を行うものでございますが、法定点検ということで、定期的なもので当初で組んでおかないかんものだったんですけれども、ちょっと漏れておったということで、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、3目の災害対策費のほうでは財源補正でございますが、清流の国の補助金の交付決定に伴います補助金の減額で財源のつけかえでございます。

10款1項2目で事務局費、補正額が56万1,000円でございます。教育委員会事務局費でございますが、職員手当等については超勤手当、管理職員特別勤務手当でございます。それから、負担金のところでは食と文化の館事務委託負担金でございますが、生徒数の変更によりまして24万1,000円ほど追加で負担をすることになったものでございます。

10款2項2目で教育振興費、補正額は10万3,000円でございますが、小学校教育振興費一般のほうで消耗品費で教材用消耗品1,000円、それから次のページへ行っていただきまして、役務費では手数料の体験手数料、それから保険料、バス借り上げ料、入場料ということでございますが、一体的に新規で県の補助金、ふるさと魅力体験事業が新規で採択を受けまして、企画、見積もりをしたものでございますが、100%補助ということで、施設の見学を行うものでございます。

10款4項1目で社会教育総務費、補正額は5万円でございますが、社会教育総務費一般のほうで負担金で飛騨美濃歌舞伎公演参加負担金ということで、各務原で行われますイベントの出演が決ま

りましたので、負担金について追加させていただくものでございます。

一般会計は以上でございます。

○議長（樋口春市君）

村民課長 今井明德君。

○村民課長（今井明德君）

議案第47号 平成30年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。平成30年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,557万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成30年9月10日提出、東白川村長。

2ページからの第1表 歳入歳出予算補正と5ページからの事項別明細書の朗読を省略させていただきます。7ページから説明させていただきます。

7ページをごらんいただきたいと思います。

2. 歳入。

3款1項1目保険給付費等交付金、補正額が27万円の増でございます。説明をごらんいただきまして、特別調整交付金のほうが27万円の増額ということで、コクホ・ラインシステムの改修費の分で、10分の10補助という形になります。

続いて、6款1項1目繰越金、補正額が83万6,000円でございます。説明をごらんいただきまして、前年度繰越金で収支のバランスをとるものでございます。

8ページをごらんいただきまして、3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額が36万6,000円の増でございます。特定財源をごらんいただきまして、先ほど申し上げました特別調整交付金の27万円がこちらのほうに充当されております。説明欄をごらんいただきまして、一般管理費の中で職員手当等の超勤手当、それから共済費の職員共済組合追加負担金の増額補正をお願いするものでございます。また、委託料では、診療報酬明細書点検委託料としまして過誤調整分につきまして8万5,000円の増額をお願いするものでございます。また、コクホ・ラインシステムの改修委託料ということで27万円の予算化をお願いするものでございます。

続いて、7款1項4目療養給付費等負担金償還金、補正額が53万5,000円の増でございます。説明欄をごらんいただきまして、療養給付費等負担金償還金ということで、こちらにつきましては該当します退職被保険者の方がいらっしゃらなかったということで、その分の療養給付費等負担金を社会保険診療報酬支払基金のほうに返還するものでございます。

続いて、6目特定健康診査等負担金償還金、補正額は20万5,000円の増額でございます。こちらにつきましては、説明欄をごらんいただきまして、特定健康診査等負担金償還金ということで、前年度精算によりまして特定健診の負担金を国のほうに返還するものでございます。

国保会計は以上でございます。

続いて、次のページの議案第48号 平成30年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第1号）。平成30年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,342万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億492万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成30年9月10日提出、東白川村長。

2ページからの第1表 歳入歳出予算補正と5ページからの事項別明細書の朗読を省略させていただいて、7ページから説明させていただきます。

7ページをお願いいたします。

2. 歳入。

4款1項1目介護給付費交付金、補正額は154万3,000円の増でございます。説明をごらんいただきまして、介護給付費交付金前年度精算金でございます。

続いて、2目地域支援交付金、補正額は22万7,000円の増でございます。こちらも説明をごらんいただきまして、地域支援交付金前年度精算金ということで、この2つにつきましては、社会保険診療報酬支払基金からの精算金でございます。

続いて、7項1項1目繰越金、補正額が1,165万5,000円、前年度の繰り越しでございます。

8ページをごらんいただきまして、歳出のほうをお願いいたします。

3. 歳出。

2款1項1目居宅介護サービス給付費、補正額は20万円の減でございます。説明欄をごらんいただきまして、居宅介護サービス給付費を20万円減額するものでございます。負担金の減でございます。

続いて、2款4項1目高額医療合算介護サービス費、補正額は20万円の増でございます。説明欄をごらんいただきまして、高額医療合算介護サービス費のほうが不足しましたので20万円の追加をお願いするものでございます。

続いて、4款1項1目介護給付費準備基金積立金、補正額は430万5,000円でございます。説明欄をごらんいただきまして、介護給付費準備基金積立金ということで、前年度の保険料の充当残額を基金に積み立てるものでございます。

9ページをごらんいただきまして、5款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費、補正額はゼロでございます。説明欄をごらんいただきまして、通所型サービス事業から1万6,000円を減額して、新しく高額介護予防サービス費（総合事業）を起こさせていただきます。そちらのほうに1万6,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、7款1項2目給付費償還金、補正額が539万2,000円。説明欄をごらんいただきまして、給付費償還金ということで、給付費国庫負担金返還金が319万2,000円、県のほうの給付費県負担金返還金が220万円で、これは前年度の精算による返還金でございます。

続いて、3目交付金償還金、補正額が82万2,000円の増でございます。こちら地域支援国庫交付金返還金につきまして53万円、それから地域支援県交付金返還金として29万2,000円で、合計で82万2,000円を前年度精算により返還するものでございます。

続いて、7款2項1目一般会計繰入金、補正額が290万6,000円。説明をごらんいただきまして、前年度精算によりまして繰入金の精算残金を一般会計へ繰り出すものでございます。先ほど一般会計のほうでも繰入金がありましたけれども、金額は290万6,000円でございます。

介護保険は以上でございます。

○議長（樋口春市君）

建設環境課長 有田尚樹君。

○建設環境課長（有田尚樹君）

議案第49号 平成30年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第2号）。平成30年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ343万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,820万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成30年9月10日提出、東白川村長。

2ページ、3ページ、5ページ、6ページまで省略させていただいて、7ページをごらんください。

歳入から説明させていただきます。

3款1項1目繰越金、補正額134万5,000円。前年度繰越金です。

9款1項1目雑入、補正額208万6,000円。水道管移転補償費、岐阜県からの補償費です。

歳出をごらんください。

1款1項1目一般管理費、補正額2万7,000円。一般管理費、職員1名の人件費の補正であります。

それから、2款1項1目東白川簡易水道建設事業費、補正額208万6,000円。簡易水道建設事業（単独事業）、工事請負費、国道256号道路新設改良事業に伴う配水管布設がえ工事、これについては中谷の国道256の開設改良工事に伴う水道管の移転工事費になっております。

3款1項1目施設維持管理費、補正額131万8,000円。施設維持管理費の中の委託料ですが、131万8,000円の水道施設保守点検委託料でございます。大明神浄水場のろ過流量調節機4基の点検を実施させていただきたいと思っております。以上でございます。

続いて、議案第50号 平成30年度東白川村下水道特別会計補正予算（第2号）。平成30年度東白川村下水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,605万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成30年9月10日提出、東白川村長。

2ページから6ページまでは省略させていただきます。

7ページをごらんください。

歳入から、3款1項1目繰越金、補正額36万7,000円。前年度繰越金です。

続いて8ページ、歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額8万4,000円。職員人件費の補正でございます。

2款1項1目施設維持管理費、補正額28万3,000円。需用費の消耗品費で2万2,000円と修繕料で26万1,000円、修繕料については、平、横浜屋さんの前の下水マンホールの周辺について舗装が下がっておりますので修繕の工事を実施いたします。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

診療所事務局長 河田孝君。

○国保診療所事務局長（河田 孝君）

議案第51号 平成30年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第3号）。平成30年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ113万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,327万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成30年9月10日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正の朗読と5ページ、6ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の朗読を省略させていただきます、7ページの歳入から説明させていただきます。

5款1項1目一般会計繰入金、補正額78万4,000円。これにつきましては、先ほど一般会計のほうでも説明がございましたとおりでございますが、一般会計運営費繰入金の運営費分78万4,000円でございます。

7款1項1目雑入、補正額3万円。これは昨年度末、老健利用者の方が骨折をされまして、その際にお見舞いをお支払いしたわけでございますが、老健のほうは賠償保険に加入しておりまして、その見舞金分が保険のほうからおりたというものでございます。

次に、8款1項1目指定寄附金、補正額32万円。診療所施設整備指定寄附金として、白川町、藤井章様ほか3名の皆様からいただいたものでございます。

続きまして、8ページでございますが、歳出でございます。

1款1項総務費、1目一般管理費ですが、補正額53万4,000円。この内訳につきましては、職員手当等の補正額が1万8,000円、これは災害時の超勤のものでございます。次に需用費でございますが36万4,000円、光熱水費、水道使用料でございます。不足分の使用料でございます。次に公課費でございますが15万2,000円、前年度の消費税の決定によるものでございます。

次に、2款1項医業費、1目一般管理費の補正額が28万円。4節共済費、職員共済組合追加負担

金分でございます。

次に、3款1項1目基金積立金、補正額32万円。医療設備等整備基金積立金に寄附金収入32万円を積み立てるものでございます。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

村民課長 今井明德君。

○村民課長（今井明德君）

議案第52号 平成30年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。平成30年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,314万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成30年9月10日提出、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正と5ページからの事項別明細書の朗読を省略させていただいて、7ページから御説明させていただきます。

7ページをお願いします。

2. 歳入。

5款2項1目雑入、補正額は24万3,000円でございます。説明欄を見ていただきまして、後期高齢者医療の連合のほうから保健事業費の負担金の前年度精算金が還付されることで、これを雑入として計上するものでございます。

続いて、6款1項1目繰越金、補正額は1,000円でございます。前年度繰越金を入れて収支のバランスをとるものでございます。

8ページをお願いいたします。

3. 歳出。

4款2項1目償還金、補正額は24万4,000円でございます。説明欄を見ていただきまして、広域連合負担金償還金、一般会計過年度精算金ということで一般会計のほうに24万4,000円を繰り出すものでございます。

後期高齢者医療は以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

一般会計の21ページ、教育費のところの説明のところに食と文化の館事務委託負担金が24万1,000円あるんですけども、先ほどの説明で加子母との生徒数の案分で足りない分がこちらで24

万1,000円払われるということになったんですけど、この補正で出てくるということは、人数というのは大体把握してあると思うんですけど、どういういきさつでこの金額が出てきたのか、教えてください。

○議長（樋口春市君）

教育課長 安江任弘君。

○教育課長（安江任弘君）

失礼します。

当初の予算の時期ですが、中津川市はちょっと早く10月末から11月にかけてのお子さんの見込みということで生徒数の把握をされておりました。東白川につきましては12月から1月にかけての予算ということですので、ある程度の見込みは東白川分は立てていたんですけども、加子母の分がちょっと数字が甘くて、実際、4月へ入ってみたところ、加子母の小・中学生の生徒数が減って、東白川は現状でしたので、その分、加子母の減った分が東白川がふえた形になったということで、その分負担金が上がったということで、多少加子母の予算のほうがかつたという状況でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

今、説明でわかりました。この金額というのは人数割だけなのか、均等割、東白川村は東白川村、中津川市は中津川市、さらに人数割なのか、どういう案分になっているのか、教えてください。

○議長（樋口春市君）

教育課長 安江任弘君。

○教育課長（安江任弘君）

まず、生徒割が、いわゆる職員の給料とか経費の部分になりますし、それから施設のいわゆる機器の更新、そういったものは2分の1という形ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

一般会計の15ページにありますフォレストスタイル事業のサーバーの件なんですけれども、自前のサーバーをレンタルに変えられるということで、今回の単年度の補正についてはこれでいいんだと思いますけれども、レンタルに変えられるわけですので、毎年毎年費用がかかるようになると思います。一応それがどのような予定になっているか、わかっているらばお聞かせ願ひます。

○議長（樋口春市君）

地域振興課長 桂川憲生君。

○地域振興課長（桂川憲生君）

今回はUPSが故障してしまって、急遽CATVのほうへ入れていただいたということで、もうサーバーがもたないということでレンタルに切りかえるということなんですけれども、来年以降ですが、月2万円でレンタルサーバーを借用するというので、年間24万円の見込みでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

この金額が妥当かどうかという話は、本当はもうちょっと検討していただきたいんですが、レンタルサーバーの会社を選択されるときに、結構長期にわたって契約することになるとは思いますけれども、その金額が安い低いとかということ踏まえた上での入札か、業者選定につきましてどのような根拠で選択されたかということです。

○議長（樋口春市君）

地域振興課長 桂川憲生君。

○地域振興課長（桂川憲生君）

このサーバーは、もともとこの仕組みをつくってくれた名古屋のビッシュという会社がありますけれども、その会社が現在もバックアップということでサーバーを生かしております。それがその会社がいろんな会社の中で選んだサーバーの中で安全性とか、それからサーバーのデータベース、そういったものを動かすのに、一応商用として適しているものを選択しているというふうに伺っております。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

国保診療所特別会計の7ページの雑入のところで入院見舞金の保険金の話をされて、骨折された方が見えたので見舞いを払っていたら保険がおりてきたと、それで補正3万円入っているんですけど、もともとその入院されたときにお見舞いを払ったときの支払った部分というのはどこから支払ったことになっていますか。

○議長（樋口春市君）

診療所事務局長 河田孝君。

○国保診療所事務局長（河田 孝君）

29年度決算に出てきますけれども、町長交際費のほうで支払いをさせていただきました。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

一般会計、18ページの一番下段にあります地域おこし協力隊起業支援奨励金についてなんですけれども、前回、全協の折に説明がありました支給要綱の制定についてということの中をよく読んでおりましたら、起業したところまではいいんですけれども、3年以内に転出したときという要綱がありましたけれども、事業をどうするかということに関しては実は規定がなく、始めてみたものの、やめたときには返還しなくていいのかどうかという点が、やっぱり一般の人相手にあります、似たような補助金の中の東白川村商工業新規開業支援補助金交付要綱につきましては、これは何年間かその事業を営むことというのが条件に入っておりました。これについてはどのようなつもりかというのを、まず一旦質問をさせていただきます。

○議長（樋口春市君）

地域振興課長 桂川憲生君。

○地域振興課長（桂川憲生君）

済みません、質問の意図は、3年間というものの考え方についてですか。

〔挙手する者あり〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

ここは転出のことしか書いていなくて、事業を継続するかどうかについては特にうたっていないので、事業を始めたけれど、難しくなったので半月でやめましたとか、一月でやめましたという場合は、この要綱のままだと、特に返還の必要性はないみたいに感じられますけれども、その辺はどのような感じの縛りのつもりのこの3年という言葉、住所だけのつもりだったのか、事業としても縛りたいという意図があったかがちょっとわかりかねたのでお願いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

地域振興課長 桂川憲生君。

○地域振興課長（桂川憲生君）

事業のことをございますけれども、今回起業します中野康平君についても、最初から木工で生業として自分たちの生活費を賄うまでちゃんと仕事があるかというところが非常に心配というか、なかなかそういう甘いものではないというふうには思っております。それで、仕事については木工所という看板を上げていても、それまでの間、アルバイトであるとか、ほかの兼業も兼ねて仕事をやっていくということは、非常に想像としてあるのではないかというふうに思っています。ですから、はたから見た場合に、仕事を一時休んでいるように見えるということが非常に、多分あると思われるので、仕事をやっている、やっていない、要は起業したことを続けていることの確認というの

が非常に曖昧で難しいところがあります。ですが、非常に明確なのが住民票を持って出て行って、この村の住民でなくなるということについては非常に明白なことですので、そういったことになった場合には、奨励をした意図からすれば効果がなくなる結果になりますので、お返しをいただくというのが適当かというような意図でこうした項目を設けたものでございます。

○議長（樋口春市君）

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

介護保険特別会計の9ページにあります財源のつけかえというか、保健事業と総合事業のつけかえが存在しますけれども、これは必要性があったのかという、なぜこれが起きたのかということの説明をちょっともう一回、なぜというところをちょっと御説明願えませんか。

○議長（樋口春市君）

村民課長 今井明德君。

○村民課長（今井明德君）

失礼します。

介護保険につきましては、総合事業が始まって以来、新しい事業が次々と出てきている状況で、当初のほうで本来ですと、この表にあります増額したほうの高額介護予防サービス費（総合事業）というほうの項目を立ち上げて、そこから支払うべきものであったのが、ちょっとこちらの情報不足でこの事業をまだ立ち上げていなかったのが、今回、これを正式に動かささせていただきまして、介護通所サービスのほうを下げて予算化させていただくものでございます。総額のほうは変わらないというふうでやらせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

〔挙手する者あり〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

ただの心配での質問なんですけど、今回、国・県の支出金につきましても、上マイナスの下プラスで移してありますけれども、これにつきましては、こちら側の事情で単純に事業が変わっても支出側、歳入側につきましては何ら問題がなかったということで、内部処理で済んだということよろしいんでしょうか。

○議長（樋口春市君）

村民課長 今井明德君。

○村民課長（今井明德君）

今回、歳入のほうで増減ありますけれども、社会保険診療報酬支払基金のほうにつきましては、前年度の精算金ということで、去年が少なかったのが今回余計もらえるという形になりますし、国

庫のほうにつきましては、給付費について決まった割合で支出いただいているので、その分、村のほうの利用が少なかったということで、いろいろ合わせてこの金額をお返しするというような精算になっておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第46号 平成30年度東白川村一般会計補正予算（第3号）から議案第52号 平成30年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの7件について一括して採決します。お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第46号 平成30年度東白川村一般会計補正予算（第3号）から議案第52号 平成30年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの7件については、原案のとおり可決されました。

◎議案第53号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第21、議案第53号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江誠君。

○総務課長（安江 誠君）

議案第53号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更について。

過疎地域自立促進特別措置法に基づき、別紙のとおり東白川村過疎地域自立促進計画を変更しようとする。よって、同法第6条の規定により議会の議決を求める。平成30年9月10日提出、東白川村長。

1枚おめくりをいただきまして、過疎地域自立促進市町村計画（変更）でございます。

表のほうは区分がございまして、変更前の計画、それから変更後の計画を載せてございますのでお願しいたいと思います。

区分で3. 交通通信体制の整備、情報化及び地域間交流の促進の項目の(3)の計画でございます

が、事業計画で28年度から32年度の計画にしておりますが、(1)の市町村道の道路のところでは神矢線の規格の変更でございます。延長が100メートル、それから幅員が6メートルというものを、延長が110メートル、幅員のほうが7メートルに変更するものでございます。

同じく4の生活環境の整備で(3)計画でございますが、変更前の計画はございません。新規で計画するものでございます。(3)の廃棄物対策のところでごみ収集車更新事業ということで1台を追加して、計画を見直すものでございます。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第53号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第54号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第22、議案第54号 財産の取得についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江誠君。

○総務課長（安江 誠君）

議案第54号 財産の取得について。

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び東白川村議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。平成30年9月10日提出、東白川村長。

内容でございますが、記1. 財産の名称・数量並びに設置場所でございますが、名称が小型動力ポンプ付積載車、数量が1台で、設置場所が東白川村越原黒淵地内でございます。2. 取得の目的、

小型動力ポンプ付積載車の老朽化に伴う更新取得でございます。3. 取得の方法は、指名競争入札でございます。4で取得予定価格が1,077万8,400円でございます。5. 購入先が岐阜市金園町3丁目25番地、株式会社ウスイ消防。

今回の更新車両につきましては、第5部第8ポンプ、黒淵に配備している車両でございますが、現在設置している車両につきましては、平成9年に整備をしまして20年以上が経過をいたしましたので更新をするものでございます。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

前、全協の折にもちょっとだけ質問させていただきましたけれども、今回の車両は20年たったものの更新とされています。ということは、僕がいつも質問しているように、今度オートマじゃなくていいのかという疑問なんですけど、今回取得された車両がオートマだったかどうかというのは、全協の折にはちょっと手元に資料がないのでということだったのできちんとした返答をもらっていませんけれども、次も20年後に更新だと仮定しますと、この車両というのは20年後に運転手は一体全体マニュアルの免許を持っているかということも少し不安な点もあるわけで、ちょっとその辺、実は費用の問題ですとか、馬力の問題ですとかという答弁は何回かいただいておりますけれども、やっぱり20年間使うかもしれないということを今察するところにおきましては、ちょっと御返答だけお願いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

総務課長 安江誠君。

○総務課長（安江 誠君）

車両の更新の計画につきましては、管理委託先であります消防団のほうと相談をしながら決めていくということにしておりまして、消防団さんのほうからも現時点ではマニュアルのほうが適当だというようなこともございまして決めてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第54号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎同意第7号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第23、同意第7号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

同意第7号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

次の者を東白川村教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。平成30年9月10日提出、東白川村長。

記、氏名、安江千章、生年月日、昭和33年2月16日生まれ、住所、東白川村越原992番地6、任期、平成30年10月1日から平成34年9月30日。

本件は4名の教育委員において、うち1名の任期が本年9月30日に満了しますので、次の任期における教育委員の任命について同意をお願いするものでございます。

越原陰地の安江千章氏は、平成14年より現在まで4期16年間にわたって教育委員として御尽力をいただいております。御本人には退任のお考えもありましたが、他の委員さんが比較的新しいこと、また変容する時代にあっては経験豊かな立場からの御指導が必要なことから、引き続きのお願いをいたしました。御本人の内諾もいただいておりますので、御同意くださるようお願いをいたします。

以上で説明とします。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第7号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第7号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

午後2時50分 休憩

午後3時00分 再開

○議長（樋口春市君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

◎認定第1号から認定第7号までについて（提案説明）

○議長（樋口春市君）

日程第24、認定第1号 平成29年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第30、認定第7号 平成29年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの7件を決算認定関連として一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

認定第1号 平成29年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定について。平成29年度東白川村一般会計歳入歳出決算は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。平成30年9月10日提出、東白川村長。

以下、議案名だけ朗読させていただきます。本文は省略をさせていただきます。

認定第2号 平成29年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第3号 平成29年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第4号 平成29年度東白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第5号 平成29年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第6号 平成29年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第7号 平成29年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

それでは、お手元の決算説明書という資料を朗読させていただきますので、お願いをいたします。

平成29年度決算説明

本日、ここに東白川村議会第3回定例会に、平成29年度一般会計並びに特別会計6会計の決算認定議案を提出し、平成29年度における村政の概要と予算執行の結果を御報告いたします。

国では、まち・ひと・しごと創生本部が設置され、地方創生事業が推進されています。地方創生の基本方針では、「平成26・27年度の戦略策定を経て、平成28年度からは本格的な事業展開の段階に入り、平成29年度には5カ年の「総合戦略」について中間年の総点検を行いました。この結果を踏まえ、日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリ光る地方大学づくり」や企業の本社機能の移転促進などライフステージに応じた政策メニューの充実・強化が図られました。地方公共団体においては、地域経済分析システムの活用等により、データをもとにみずからの強みと弱みを分析・把握し、施策の効果を検証しながら地方創生に取り組むことが求められる」としています。

村では、総合戦略の計画に基づき、地方創生推進交付金や加速化交付金を受けて、持続可能なネットワーク事業などの農業振興事業や村内商品の販売促進を行いました。また、拠点整備交付金による林業、木材、建築業担い手育成事業では、I・Uターンの新規担い手就業者のための住宅を整備しました。

平成29年度は、幸いにも大きな災害もなく、各種事業が実行できましたことにつきまして、議員の皆様を初め、村民各位の多大なる御尽力に感謝を申し上げ、以下、決算についてその大要を申し上げます。

第1 各会計決算総額等の状況

一	般	会	計	歳入総額	29億8,273万8,988円
		同		歳出総額	26億4,156万7,734円
		同		差引残額	3億4,117万1,254円
	国民健康保険	特別	会計	歳入総額	4億3,279万8,897円
		同		歳出総額	3億8,040万6,754円
		同		差引残額	5,239万2,143円
	介護保険	特別	会計	歳入総額	3億3,984万8,942円
		同		歳出総額	3億2,128万9,151円
		同		差引残額	1,855万9,791円
	簡易水道	特別	会計	歳入総額	3億4,539万8,076円
		同		歳出総額	3億2,499万3,075円
		同		差引残額	2,040万5,001円
	下水道	特別	会計	歳入総額	2,677万4,601円
		同		歳出総額	2,457万6,477円
		同		差引残額	219万8,124円
	国保診療所	特別	会計	歳入総額	2億9,001万5,868円
		同		歳出総額	2億4,549万8,827円
		同		差引残額	4,451万7,041円

後期高齢者医療特別会計	歳入総額	4,415万8,685円	
同	歳出総額	3,856万8,491円	
同	差引残額	559万194円	
特別会計合計	歳入総額	14億7,899万5,069円	
同	歳出総額	13億3,533万2,775円	
同	差引残額	1億4,366万2,294円	
総	額	歳入総額	44億6,173万4,057円
同		歳出総額	39億7,690万509円
同		差引残額	4億8,483万3,548円

第2 一般会計

平成29年度予算は、年度中途の補正や繰り越し事業を加えた最終予算総額が27億1,850万4,000円で、前年度より6.0%減となりました。

決算収支では、歳入歳出差引残額から翌年度へ繰り越す財源を差し引いた実質収支は、3億3,657万6,000円となっております。

歳入では、まず自主財源に注目してみますと、その主体であります村税では、村民税個人分の所得割や固定資産税の償却資産による増があり、徴収率は普通税全体では前年度と同率で、前年度より483万3,000円多い2億430万6,000円となっております。滞納額につきましては、前年度より63万5,000円少ない678万9,000円となりました。徴収が見込めない滞納については、適正な不納欠損を実施するとともに、滞納整理につきまして努力いたしております。

分担金及び負担金は、前年度より813万2,000円減となりましたが、これは主に前年度の大明神パイプラインに係る農業施設整備分担金や東濃ひのき白川プレカット協同組合負担金などが減ったことによるものであります。

使用料及び手数料は、前年度より95万6,000円減となりましたが、これは主にケーブルテレビ使用料やエコトピア住宅使用料の減少によるものです。

財産収入は、前年度より2,711万2,000円増となりましたが、これは主に越原地域集会所の土地建物やマツオカの建物などの不動産売却収入の増加によるものであります。

寄附金は、前年度より995万9,000円増となりましたが、これは主にふるさと思いやり基金指定寄附金の増によるものです。

繰入金は、前年度より8,074万2,000円の減となりましたが、これは主に財政調整基金の減少によるものです。

繰越金は、前年度より2,614万4,000円の増となりました。

自主財源の総額は、諸収入を含め8億960万7,000円で、歳入総額の27.1%を占め、前年度より2.7%減となりました。

次に依存財源に注目してみますと、歳入全体の46.9%を占めます地方交付税は、前年度より405万6,000円増となりました。なお、普通交付税は、国の財政改革に伴い、前年度より7,579万円減と

なりました。特別交付税は、主に国保診療所算定分が増額となったため、前年度より7,984万6,000円増となりました。

地方譲与税や各種交付金は、前年度より423万2,000円増となりましたが、これは主に自動車取得税交付金が増額となったためです。

国庫支出金は、前年度より3,426万4,000円減となりましたが、これは主に臨時福祉給付金関係補助金や社会資本整備総合交付金などの減少によるものです。

県支出金は、前年度より3,093万2,000円減となりましたが、これは主に元気な産地改革支援補助金や南海トラフ等地震対策推進事業補助金などの減少によるものです。

村債は、前年度より2,162万6,000円増となりましたが、これは主に中学校運動場整備、はなのき会館大規模改修などの事業で借入れを行ったためです。

依存財源の総額は21億7,313万2,000円で、歳入総額の72.9%を占め、前年度より1.6%減となりました。

次に歳出では、決算総額26億4,156万8,000円で、前年度より2.7%減となりました。

このうち、人件費、扶助費、公債費の義務的経費は、全ての科目で減少したため、前年度より5.0%減となりました。

繰出金は、前年度より9.3%減となりましたが、これは主に国民健康保険特別会計で繰り出しが減少したためです。

投資的経費は、前年度より15.9%減となりましたが、これは主に前年度に実施した中通住宅建設工事や親田へりポート建設工事が終わったことで減少したためであります。

積立金、投資及び出資金、貸付金の留保的経費では、前年度より103.2%増となりましたが、これは主にふるさと思いやり基金や財政調整基金への積み立てが増額となったためです。

以上が一般会計の決算概要です。

第3 国民健康保険特別会計

決算収支では、歳入歳出差引残額は5,239万2,000円となっております。

歳入では、前年度より4,738万1,000円少ない4億3,279万9,000円となりましたが、これは主に前期高齢者交付金の減少によるものです。

保険税収納率は、現年度分は97.7%で前年度より0.4ポイント下がり、過年度分についても14.1%で、前年度より14.8ポイント減少しました。この滞納業務につきましても、村税とともに引き続き努力しているところであります。

歳出全体の59.7%を占める保険給付費は、前年度より2,426万3,000円少ない2億2,711万2,000円となりました。

歳出決算額は、前年度より4,591万8,000円少ない3億8,040万7,000円となりました。

第4 介護保険特別会計

要介護・要支援認定者数は、平成29年度末で203人となり、前年度より17人の増となりました。

決算収支では、歳入歳出差引残額は1,856万円となっております。

歳出全体の83.1%を占める保険給付費は、施設入所者（新規利用者数）の増加により、1,263万2,000円多い2億6,684万3,000円となりました。

歳出決算額は、保険給付費が増加したため、前年度より2,684万円多い3億2,128万9,000円となりました。

第5 簡易水道特別会計

平成29年度から曲坂水源系水道施設の機器更新に着手して、電気計装の機器更新を実施しました。また、大明神地内山元橋のかけかえに伴う仮設配管工事を初め、配水管路空気弁取りかえ修繕、量水器取りかえ工事など施設の維持管理を行い、安全で清浄な飲料水の供給に努めました。

決算収支では、歳入歳出差引残額は2,040万5,000円となっております。

歳出決算額は、簡易水道建設事業費が増加したため、前年度より5,609万3,000円多い3億2,499万3,000円となりました。

第6 下水道特別会計

本会計では、宮代、平西、平東、平中地区の小規模集合排水処理施設の維持管理を行っていますが、計画的な機器更新と修繕により施設の適正管理に努めました。

決算収支では、歳入歳出差引残額は219万8,000円となっております。

歳出決算額は、施設維持管理費が増加したため、前年度より59万3,000円多い2,457万6,000円となりました。

第7 国保診療所特別会計

本会計では、休日診療の不安を解消するため、木沢記念病院医師による休日診療を毎週土曜日に継続し、安心な村づくりに努めました。また、平成29年4月に診療所建設委員会を設置し、診療所と老健施設の新築移転について意見交換を行い、その結果を踏まえ実施設計に着手しました。

決算収支では、歳入歳出差引残額は4,451万7,000円となっております。

歳入決算額は、前年度より520万2,000円多い2億9,001万6,000円となりました。これは老健収益と施設整備繰入金が増加が上げられます。

歳出決算額は、総務費、公債費とも減少したため、前年度より269万5,000円少ない2億4,549万9,000円となりました。

第8 後期高齢者医療特別会計

本会計は、平成20年4月にスタートしてから10年が経過しました。平成29年度末受給者数は、前年度末より1人減の616人となりました。

決算収支では、歳入歳出差引残額は559万円となっております。

歳出決算額は、後期高齢者医療広域連合納付金が増加したため、前年度より257万3,000円多い3,856万8,000円となりました。

第9 総括

以上のとおり、会計別に決算状況について申し上げましたが、その成果について御報告申し上げます。

財政については、計画的な起債の発行に心がけた結果、財政健全化法の実質公債費比率は、前年度と同じ10.2%となりました。

以下、所管課別に報告してまいりますと、総務課では、消防・防災対策として小型動力ポンプ付積載車や防災対策備品の整備などを行い、体制の強化に努めました。

また、そのほかに、CATV光ファイバー化整備基本計画の策定、屋外拡声装置や公衆Wi-Fiアクセスポイントの整備、加茂郡消防操法大会や、かも1グランプリの地元開催を行いました。

村民課では、滞納額の増加抑制に努めるとともに、債権等の差し押さえを行い、徴収率の向上に努力をいたしました。また、固定資産税土地評価の均衡化・適正化等を図るため、宅地の画地認定及び批准割合の算定への着手や、広域窓口証明発行システムの更新、マイナンバー閲覧用ブースの整備等を行いました。

産業振興課の農業振興では、みのりの郷東白川株式会社による農作業受託事業、地方創生交付金事業による持続可能なネットワーク事業、耕作放棄地対策事業、中山間地域等直接支払い推進事業などを実施しました。また、元気な農業産地構造改革支援事業で、めぐみの農協が整備した夏秋トマト予冷庫やトマトハウス資材への補助を行いました。

林業振興では、地方創生の拠点整備交付金を活用し、林業、木材、建築業担い手育成事業でI・Uターンの新規担い手就業者のための住宅を整備しました。

また、そのほかに林道小峠線のり面改良工事と井の洞谷流路工整備工事や、森林組合が行った間伐材搬出やグラップル付バックホー等の整備へ補助を行いました。

商工振興では、イメージアップ事業でマスコットキャラクターを整備したほか、地方創生事業によるつちのこメンバーズカード事業、既存のプレミアムつき商品券発行事業に対する支援、経営改善支援、各種イベント支援を継続して実施しました。

地域振興課では、地方創生事業で東白川ファンを核とした村内製品の販売促進事業やフォレストスタイル事業を実施しました。

建設環境課の環境対策では、ごみの分別回収などや、自然保護事業として、自治会や団体の自主的な環境整備活動に対して補助を行いました。

村営住宅管理では、各種修繕工事を実施し、良好な居住環境の維持に努めました。

また、農業生産基盤の整備では、県営中山間地域総合整備事業として、大明神集落道第2号工事などを行いました。

村土保全維持関係では、国庫補助の社会資本整備総合交付金と防災安全交付金を活用し、杉林線道路改良工事や通学路の魚戸線落石対策工事、橋梁補修工事などを、官民協働の地域づくり支援事業では、大沢農道歩道整備を実施しました。また、地籍調査事業は、日向、黒淵、栃山、平地区を中心に実施し、進捗率が37.5%となりました。

教育委員会の子育て支援では、新たに奨学金等返済支援補助金制度を開始し、平成29年度は7名の方が対象となりました。

学校教育では、小学校管理棟屋根防水修繕工事、中学校屋外運動場整備工事などを行い、教育環

境の改善に努めました。

社会教育では、はなのき会館・はなのき別館大規模改修第2期工事として、本館の内装、空気調和設備、調光照明設備などの工事を行いました。

保健体育では、スポーツ教室、軽スポーツ大会、トップアスリート事業などを実施しました。

地域医療センターでは、繰越事業で行いました五加交流サロン施設が完成し、愛称を「ほほえみ」と命名し、地元の皆さんにより運営が開始されました。

また、これまで障害者及び障害児の福祉サービスの見直しを図るため、第5次障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画を一体的に策定しました。

このほか、高齢者、障害者に対する各種支援事業や、保健衛生事業として、各種健診・予防接種を引き続き行いました。

以上、限られた予算で効率的な行財政運営ができましたことは、ひとえに議会を初め、国・県当局の御指導、御支援と村内諸団体並びに村民皆様の御理解、御協力、さらには職員各位の熱意ある不断の努力のおかげでもあり、深く感謝をする次第であります。

何とぞ十分なる御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます、決算説明といたします。

平成30年9月10日、東白川村長。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

会計管理者 今井英樹君。

○会計管理者（今井英樹君）

それでは、別冊の平成29年度東白川村決算書の説明をいたします。

資料2ページのほうからごらんいただきたいと思います。

平成29年度東白川村一般会計歳入歳出決算書。

歳入、1款村税、予算現額2億321万6,000円、調定額2億1,197万2,027円、収入済額2億430万6,026円、不納欠損額87万7,053円、収入未済額678万8,948円、予算現額と収入済額との比較109万26円。

以下、款の収入済額を説明させていただきますのでお願いいたします。

2款地方譲与税、収入済額2,907万4,000円。

3款利子割交付金、収入済額49万1,000円。

4款配当割交付金、収入済額96万2,000円。

5款株式等譲渡所得割交付金、収入済額111万8,000円。

6款地方消費税交付金、収入済額4,019万5,000円。

7款自動車取得税交付金、収入済額893万6,000円。

8款地方特例交付金、収入済額52万9,000円。

4ページをごらんいただきたいと思います。

9款地方交付税、収入済額13億9,759万2,000円。

11款分担金及び負担金774万8,089円。

12款使用料及び手数料5,768万9,681円。

13款国庫支出金 1億3,571万5,782円。

14款県支出金 1億4,237万9,275円。

15款財産収入4,264万388円。

6ページをごらんいただきたいと思います。

16款寄附金、収入済額4,197万4,405円。

17款繰入金8,805万4,604円。

18款繰越金 3億2,712万1,432円。

19款諸収入4,007万2,306円。

20款村債 4億1,614万円。

歳入合計、予算現額が27億1,850万4,000円、調定額30億166万2,195円、収入済額29億8,273万8,988円、不納欠損額87万7,053円、収入未済額1,804万6,154円、予算現額と収入済額との比較 2億6,423万4,988円でございます。

続きまして、歳出でございます。

1 款議会費、予算現額3,902万2,000円、支出済額3,809万8,979円、不用額92万3,021円、予算現額と支出済額との比較92万3,021円。

以下、支出済額の説明をさせていただきます。

2 款総務費、支出済額 5億7,963万8,031円。

3 款民生費 4億6,397万4,084円。

4 款衛生費 3億4,042万3,699円。

6 款農林水産業費 2億4,391万4,636円。

7 款商工費 1億1,207万1,169円。

8 款土木費 2億1,218万8,434円。

9 款消防費 1億547万8,625円。

10ページをごらんいただきたいと思います。

10款教育費 2億8,403万7,668円。

12款公債費 2億6,174万2,409円。

14款予備費なし。

歳出合計、予算現額27億1,850万4,000円、支出済額26億4,156万7,734円、翌年度繰越額1,244万円、不用額6,449万6,266円、予算現額と支出済額との比較7,693万6,266円、歳入歳出差引残額 3億4,117万1,254円、うち基金繰入額なし。

平成30年9月10日提出、東白川村長。

12ページをごらんいただきたいと思います。

歳入歳出差引残額 3億4,117万1,254円、うち基金繰入金ゼロ円、以下、事務の手續となっております。

以上のとおり決算いたしましたので、地方自治法第233条第1項の規定によって、証拠書類及び歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を添えて提出します。

平成30年8月1日、東白川村会計管理者、東白川村長様。

以上、地方自治法第233条第2項の規定により、監査委員の審査に付する。

平成30年8月20日、東白川村長、監査委員様。

審査の結果、諸帳簿の計数は全て関係証書類に合致して正確であり、相違ないことを認める。

平成30年8月21日、監査委員。

次に、14ページをごらんいただきたいと思います。

平成29年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書。

歳入、1款国民健康保険税、収入済額5,675万6,810円。

2款使用料及び手数料2万4,500円。

3款国庫支出金7,128万9,655円。

4款療養給付費交付金ゼロ円。

5款前期高齢者交付金1億1,751万8,713円。

6款県支出金2,447万642円。

7款共同事業交付金7,408万5,854円。

8款財産収入1,998円。

9款繰入金3,414万3,816円。

16ページをごらんいただきたいと思います。

10款繰越金5,385万4,709円。

11款諸収入65万2,200円。

歳入合計、予算現額4億2,070万9,000円、調定額4億3,895万3,662円、収入済額4億3,279万8,897円、不納欠損額71万4,090円、収入未済額544万675円、予算現額と収入済額との比較1,208万9,897円でございます。

続きまして、歳出の部でございます。

1款総務費、支出済額1,173万7,940円。

2款保険給付費2億2,711万1,936円。

3款後期高齢者支援金等3,315万794円。

4款前期高齢者納付金等12万6,193円。

5款老人保健拠出金1,001円。

6款介護納付金1,299万3,145円。

7款共同事業拠出金7,689万8,870円。

8款保健事業費209万5,195円。

9款基金積立金3,000円。

20ページをごらんいただきたいと思います。

10款諸支出金1,628万8,680円。

11款予備費ゼロ円。

歳出合計、予算現額4億2,070万9,000円、支出済額3億8,040万6,754円、不用額4,030万2,246円、予算現額と支出済額との比較4,030万2,246円、歳入歳出差引残額5,239万2,143円。

平成30年9月10日提出、東白川村長。

22ページをごらんいただきたいと思います。

一般会計と同じで……。

○議長（樋口春市君）

会計管理者、後ほど監査委員のほうから審査結果を出すので、ここは監査委員が報告するので。

○会計管理者（今井英樹君）

次に、24ページをごらんいただきたいと思います。

平成29年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算書。

歳入、1款保険料、収入済額5,309万5,100円。

2款使用料及び手数料2,400円。

3款国庫支出金8,244万9,435円。

4款支払基金交付金7,558万6,000円。

5款県支出金4,192万8,584円。

6款繰入金5,360万6,000円。

7款繰越金3,263万7,598円。

8款諸収入54万1,800円。

26ページをごらんいただきたいと思います。

10款財産収入2,025円。

歳入合計、予算現額3億3,378万2,000円、調定額3億4,005万5,742円、収入済額3億3,984万8,942円、不納欠損額ゼロ円、収入未済額20万6,800円、予算現額と収入済額との比較606万6,942円でございます。

続きまして、歳出でございます。

1款総務費、支出済額1,575万5,696円。

2款保険給付費2億6,684万3,117円。

4款基金積立金1,077万6,000円。

5款地域支援事業費1,332万978円。

6款公債費ゼロ円。

7款諸支出金1,459万3,360円。

30ページをごらんいただきたいと思います。

8款予備費、収入済額ゼロ円。

歳出合計、予算現額3億3,378万2,000円、支出済額3億2,128万9,151円、不用額1,249万2,849円、

予算現額と支出済額との比較1,249万2,849円、歳入歳出差引残額1,855万9,791円、うち基金繰入額ゼロ円。

平成30年9月10日提出、東白川村長。

34ページをごらんいただきたいと思います。

平成29年度東白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算書。

歳入、1款使用料及び手数料、収入済額4,916万4,075円。

2款繰入金1億2,380万円。

3款繰越金2,048万2,151円。

4款財産収入890円。

5款分担金及び負担金562万9,440円。

6款村債9,100万円。

7款国庫支出金4,558万6,000円。

9款諸収入973万5,520円。

36ページでございます。

歳入合計、予算現額3億2,649万1,000円、調定額3億4,551万8,486円、収入済額3億4,539万8,076円、収入未済額12万410円、予算現額と収入済額との比較1,890万7,076円。

歳出の部へ参りまして、38ページでございます。

1款総務費、支出済額1,594万2,889円。

2款簡易水道事業費1億4,780万910円。

3款施設維持管理費3,858万1,900円。

4款公債費1億2,266万7,376円。

5款予備費ゼロ円。

歳出合計、予算現額3億2,649万1,000円、支出済額3億2,499万3,075円、不用額149万7,925円、予算現額と支出済額との比較149万7,925円、歳入歳出差引残額2,040万5,001円、基金繰入額ゼロ円。

平成30年9月10日提出、東白川村長。

42ページをごらんください。

平成29年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算書。

歳入、1款使用料及び手数料、収入済額709万8,720円。

2款繰入金1,705万4,000円。

3款繰越金262万1,833円。

4款財産収入48円。

歳入合計、予算現額2,503万6,000円、調定額2,677万4,601円、収入済額2,677万4,601円、予算現額と収入済額との比較173万8,601円でございます。

続きまして、歳出の部へ参ります。

1款総務費、支出済額855万1,768円。

2 款施設維持管理費676万3, 195円。

3 款公債費926万1, 514円。

4 款予備費ゼロ円。

歳出合計、予算現額2, 503万6, 000円、支出済額2, 457万6, 477円、不用額45万9, 523円、予算現額と収入済額との比較45万9, 523円、歳入歳出差引残額219万8, 124円。

平成30年9月10日提出、東白川村長。

48ページをごらんいただきたいと思います。

平成29年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算書。

歳入、1 款診療収入、収入済額1 億5, 041万5, 390円。

2 款使用料及び手数料136万3, 180円。

3 款県支出金17万4, 000円。

4 款財産収入721円。

5 款繰入金9, 583万5, 000円。

6 款繰越金3, 661万9, 359円。

7 款諸収入493万8, 218円。

8 款寄附金67万円。

50ページへ参りまして、歳入合計、予算現額2 億7, 255万円、調定額2 億9, 026万2, 546円、収入済額2 億9, 001万5, 868円、収入未済額24万6, 678円、予算現額と収入済額との比較1, 746万5, 868円で行いました。

歳出に参りまして、52ページでございますが、1 款総務費、支出済額2, 273万9, 577円。

2 款医業費2 億1, 160万7, 656円。

3 款基金積立金72万円。

4 款公債費78万5, 792円。

5 款予備費ゼロ円。

6 款施設整備費964万5, 802円。

歳出合計、予算現額2 億7, 255万円、支出済額2 億4, 549万8, 827円、翌年度繰越額1, 653万7, 000円、不用額1, 051万4, 173円、予算現額と支出済額との比較2, 705万1, 173円、歳入歳出差引残額4, 451万7, 041円、うち基金繰入額ゼロ円。

平成30年9月10日提出、東白川村長。

56ページをごらんいただきたいと思います。

平成29年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。

歳入、1 款後期高齢者医療保険料、収入済額1, 981万7, 600円。

2 款使用料及び手数料900円。

3 款後期高齢者医療広域連合支出金124万4, 600円。

4 款繰入金1, 783万9, 459円。

5 款諸収入24万844円。

6 款繰越金501万5,282円。

歳入合計、予算現額3,962万7,000円、調定額4,426万2,485円、収入済額4,415万8,685円、収入未済額10万3,800円、予算現額と収入済額との比較453万1,685円。

続きまして、58ページの歳出でございます。

1 款総務費、支出済額84万2,366円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金3,619万6,259円。

3 款保健事業費131万2,920円。

4 款諸支出金21万6,946円。

5 款予備費ゼロ円。

歳出合計、予算現額3,962万7,000円、支出済額3,856万8,491円、不用額105万8,509円、予算現額と支出済額との比較105万8,509円、歳入歳出差引残額559万194円、うち基金繰入額ゼロ円。

平成30年9月10日提出、東白川村長。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

本件について、監査委員の決算審査結果及び意見について報告を求めます。

監査委員 安江弘企君。

○監査委員（安江弘企君）

平成29年度決算審査意見書。地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された平成29年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算を審査した結果及び意見は、別紙のとおりである。平成30年9月10日提出、東白川村監査委員 安江弘企、同じく今井美道。東白川村長 今井俊郎様。

別冊に意見書を出しておりますので、朗読をさせていただきます。

平成29年度決算審査意見書。

第1. 審査の対象 平成29年度東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計及び後期高齢者医療特別会計。

第2. 審査の時期 平成30年8月20日、21日の2日間。

第3. 審査の方法 審査に当たっては、一般会計・特別会計歳入歳出決算書、附属書類、関係諸帳簿及び関係書類により審査を実施し、例月現金出納検査と定例監査の結果を参考とし、1. 決算計数の正確性、2. 収入支出の合法性、3. 予算執行の適確性等の確認を行い、あわせて関係職員の説明を聴取して審査しました。

第4. 審査の結果 審査に付された一般会計・特別会計歳入歳出決算書は、関係諸帳簿及び証拠書類と全て符合し、かつ正確であった。また、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況も適切であったと認めました。

審査の概要と意見については、次に述べるとおりであります。

1. 決算の概要。

決算規模。平成29年度の各会計の歳入歳出決算総額は、次のとおりであります。

歳入決算総額44億6,173万4,057円、歳出決算総額39億7,690万509円。

一般会計・特別会計の内訳は次表のとおりであります。

決算規模の内訳、一般会計、歳入29億8,273万8,988円、歳出26億4,156万7,734円、差引残高3億4,117万1,254円。特別会計、歳入14億7,899万5,069円、歳出13億3,533万2,775円、差引残高1億4,366万2,294円。合計、歳入44億6,173万4,057円、歳出39億7,690万509円、差引残高4億8,483万3,548円。

次に、各会計総額を前年度と比較すると次表のとおりであります。

決算規模の状況、各会計歳入総額、29年度、44億6,173万4,057円、28年度、44億8,984万1,047円、増減額△の2,810万6,990円。各会計歳出総額、29年度、39億7,690万509円、28年度、40億1,148万8,683円、増減額△の3,458万8,174円、差引総額、29年度、4億8,483万3,548円、28年度、4億7,835万2,364円、増減額648万1,184円。

(2)決算収支。決算収支の状況は次表のとおりであります。

決算収支の状況、一般会計、形式収支3億4,117万1,254円、翌年度へ繰り越すべき財源459万5,000円、実質収支3億3,657万6,254円、単年度収支3,849万822円。国民健康保険特別会計、形式収支5,239万2,143円、実質収支5,239万2,143円、単年度収支△146万2,566円。介護保険特別会計、形式収支1,855万9,791円、実質収支1,855万9,791円、単年度収支△1,407万7,807円。簡易水道特別会計、形式収支2,040万5,001円、実質収支2,040万5,001円、単年度収支74万3,850円。下水道特別会計、形式収支219万8,124円、実質収支219万8,124円、単年度収支△の42万3,709円。国保診療所特別会計、形式収支4,451万7,041円、翌年度へ繰り越すべき財源1,653万7,000円、実質収支2,798万41円、単年度収支△の520万4,318円。後期高齢者医療特別会計、形式収支559万194円、実質収支559万194円、単年度収支574万912円。合計額は朗読を省略させていただきます。

一般会計及び特別会計を合わせた決算総額は、次のとおりであります。形式収支4億8,483万3,548円の黒字。実質収支4億6,370万1,548円の黒字。単年度収支1,864万1,184円の黒字。

むすび。以上が当該年度の決算状況の概要であります。

平成29年度の一般会計の実質収支額は、前述のとおり、前年度と比較して3,849万1,000円多い3億3,657万6,000円となっておりますが、昨年同様の繰越金が出た理由は、国庫補助金、県補助金及び繰入金で減額しましたが、財産収入、寄附金、繰越金及び村債で8,484万1,000円財源が確保できたことと、歳出で前年度に比較して7,207万3,000円減額できたことです。

一般会計歳出の不用額は、昨年と比較して1,050万6,000円少ない6,449万6,000円であります。経費の節減をされた結果だと思っておりますが、予算要求時において見積もり困難なものもありますが、限られた財源であるので例年と同じでなく、見積もりには慎重を期されることを要望します。

実質公債費比率は、平成17年度以降健全化が図られているところですが、本年度の比率は10.2%で昨年と同じであります。また、将来負担比率は、前年度と比較して9.6ポイント少ない12.2%となっております。

一方、村民が負担すべき費用のうち年度内に納められなかった額は、一般会計、特別会計を合わ

せて1,514万7,000円あります。昨年と比較すると103万3,000円減少しています。

各会計ごとの滞納額は次のとおりであります。29年度のみ朗読をさせていただきます。

一般会計902万8,798円、国民健康保険特別会計544万675円、介護保険特別会計20万6,800円、簡易水道特別会計12万410円、下水道特別会計ゼロ、国保診療所特別会計24万6,678円、後期高齢者医療特別会計10万3,800円、計1,514万7,161円。

また、村税等の未収金徴収対策として、預金2件、1万6,000円の差し押さえが行われ、一定の抑止効果はあると思いますが、当年度中に村税、国民健康保険税（料）を合わせて159万1,000円が不納欠損されています。その理由として、地方税法第15条の7第1項第5号（相続放棄等により財産なし）、同法第18条第1項（時効消滅）となっています。

徴収事務には人的労力ははかり知れないと思われませんが、他市町村の取り組み等を研究され、完納者との不均衡が生じないように、今後、一層の努力をお願いします。

次に、29年度の決算審査で気がついたことを申し上げます。

空き家対策は今後の課題でもありますが、迷惑な空き家と移住定住に利用可能な空き家の選定と、補助金の適正かつ公平な支給ができる制度設計を検討されたい。

空白バスについては、高校生通学支援のみならず、今後の福祉サービス、人口減少、観光事業などさまざまな面において影響を与えると思われるので十分検討されたい。

診療所の患者数の減少は数値的には土曜診療にかかわるものと説明があったが、なぜ東白川診療所を村民が利用しないかを研究し、診療科目の追加医師の派遣など、新施設建設にあわせて検討されたい。

工事及び委託事業については、おおむね適正に管理されていましたが、指名競争入札で執行されたと思われる契約で施工荷が随意契約となっていたので訂正するように指示しました。また、一つの事業で数年にわたる契約については、契約方法等、取り扱いに研究が必要と感じました。

コンサルタント業務は、費用対効果も含めて成果品の完成度をいま一度確認いただきたい。業者選定には、プロポーザル方式、または提案型入札も検討いただきたい。

各団体への補助金等申請事務に当たっては、団体事務局サイドの目線だけでなく、繰越金が補助金を超えていないかなど、適正な補助金支出に努められたい。

既に30年度も上半期が終わろうとしています。29年度の検証も踏まえ、30年度の着実な事業推進が図られていると思いますが、創意と工夫で豊かさが実感できる行政運営を期待し、決算審査意見とします。

ここからは一般会計と特別会計の歳入歳出の決算状況を添付しておりますけれども、朗読は省略させていただきます。以上です。

○議長（樋口春市君）

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、本日の会議はこれで延会することに決定しました。

お諮りします。明日11日は全員協議会開催のため、12日は議案調査のため、休会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。11日は全員協議会開催のため、12日は議案調査のため、休会とすることに決定しました。

あす11日の全員協議会は午前9時30分から協議会室にて、また13日の本会議は午前9時30分から会議を開きますのでお願いいたします。

それでは、本日はこれで延会をします。

午後4時01分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員